

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
1	1	1	2	(5)		施設の概要	建築施設は浄水施設の上屋、機械電気棟、発電機棟と定義されていますが、活性炭注入設備の建屋、酸剤注入設備の建屋、非常用自家発電設備の建屋等は30頁の建築施設に該当しないということで宜しいでしょうか。	活性炭注入設備の建屋、酸剤注入設備の建屋、非常用自家発電設備の建屋等についても建築施設に該当します。
2	1	1	2	(5)		施設の概要	建築施設は浄水施設の上屋、機械電気棟、発電機棟と定義されていますが、活性炭注入設備の建屋、酸剤注入設備の建屋、非常用自家発電設備の建屋は30頁記載の建築施設に該当しないという考えで宜しいでしょうか。	N0.1を参照
3	2	1	2	(8)		許認可	本事業は水道事業変更認可に該当しないと考えますが、県等へ事前に確認されていますか。	現時点では事業認可の変更は想定していません。
4	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「本事業に適用する要綱、指針、各種基準等は、以下の通りであり、最新のものを適用するものとする」とありますが、コストは入札時の基準で算出しているため、入札日以降に、技術基準等が改正、施行された場合、それに起因して発生する追加費用は貴市が負担して頂けると考えてよろしいでしょうか。	技術基準等の改正に伴い提案内容の変更が必要となる場合は、事業者から水道局へ申し出て下さい。対応については個別の事案を勘案して双方協議により判断しますが、基本的には水道局の負担とします。
5	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「本事業に適用する要綱、指針、各種基準等は、以下の通りであり、最新のものを適用するものとする」とありますが、コストは入札時の基準で算出しているため、入札日以降に、技術基準等が改正、施行された場合、それに起因して発生する追加費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	N0.4を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
6	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「本事業に適用する要綱、指針、各種基準等は、以下の通りであり、最新のものを適用するものとする」とありますが、設計段階の途中で最新版が変更となる場合の取り扱いをどのようにお考えですか。また、設計終了後の最新版変更により、設計や施工計画の見直しを行わざるを得ない場合、それによる工費増加や工期延長は契約変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。	前段についてはN0. 4を参照ください。 後段については個別の事案を勘案して双方協議とします。
7	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「本事業に適用する要綱、指針、各種基準等は、以下の通りであり、最新のものを適用するものとする」とありますが、記載された基準以外の参考文献があれば提示頂きたい。	記載した指針及び基準の適用外の提案については、適切な指針及び基準を適用してください。
8	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「本事業に適用する要綱、指針、各種基準等は、以下の通りであり、最新のものを適用するものとする」とありますが、記載された基準以外の参考文献があればご教示下さい。	N0. 7を参照
9	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則がありますが、本事業は、都市計画法施行令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	現時点では開発行為の許可の適用除外になると考えています。ただし事業者は、設計段階で関係機関協議を行い開発行為の適用について確認してください。
10	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則がありますが、本事業は、都市計画法施行令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という考えで宜しいでしょうか。	N0. 9を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
11	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	本事業において、法令、条例の扱いが諸官庁によって見解が異なることがあります。事業リスクを低減するため、各々協議を事前実施にすることは可能でしょうか。また、不可の場合は想定されないリスクは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事前協議を実施していただくことは可能です。
12	2	1	2	(8)		遵守すべき関係法令等	「下請け契約又は再委託契約においては、当該許認可を有する者に発注又は委託すること」とありますが、本事業における下請け契約又は再委託契約で許認可が必要となる工事や業務として、どのようなものが該当すると想定されているでしょうか。	設計建設業務では測量調査や地質調査など、維持管理業務ではエレベーター保守などが該当すると想定しています。
13	4	1	2	(9)		健康診断	健康診断を実施する者は、建設工事を実施する者と維持管理業務従事者を対象者とし、設計業務実施者等は対象外と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	原則として、現場に常駐される方が対象となります。
14	4	1	2	(9)		健康診断	記載の従事者は、現場常駐者と同義である理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	5	2	1	(1)		安全・安心な水を供給できる浄水場	濁度やマンガンなどの水質項目に対し、事業者が変動範囲を予測する理解でしょうか。	原水水質の条件は、別紙2及び実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データから判断してください。なお、各水質項目の変動予測に関しては事業者提案となります。
16	5	2	1	(1)	①	安全・安心な水を供給できる浄水場	「浄水水質の過去10ヵ年の実績最高値以内を確保すること」とありますが、「粉末活性炭処理＋凝集沈でん＋急速ろ過」方式では除去できない重金属等の水質項目が原水に要求水準以上の濃度で含まれる場合には、要求水準を超過したとしても事業者の責任にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	原水水質が別紙2及び実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データの実績を超過した場合は、浄水水質が要求水準を超過しても事業者の責任にはなりません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
17	5	2	1	(1)	①	安全・安心な水を供給できる浄水場	「本事業の浄水水質要求水準として、既存の河頭浄水場（以下「既存浄水場」という。）における浄水水質の過去 10ヵ年の実績最高値以内を確保することとする。」とありますが、浄水処理では除去できない水質項目（例：ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン等）が原水水質変動により過去10ヵ年の実績最高値を超えた場合、浄水水質要求水準を満足できません。浄水処理では除去できない水質項目の浄水水質要求水準は、法令による水質基準値以下と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	5	2	1	(2)	②	強靱な浄水場	本事業において、「更新用地全体が浸水想定深以上となるように盛土すること」と記載がありますが、都市計画法政令第21条第15号に該当し、開発許可（法第34条の2に基づく協議）は不要という理解で宜しいでしょうか。	N0.9を参照
19	5	2	1	(2)	②	強靱な浄水場	本事業において、「更新用地全体が浸水想定深以上となるように盛土すること」と記載がありますが、都市計画法政令第21条第15号に該当し、開発許可（法第34条の2に基づく協議）は不要という理解で宜しいでしょうか。	N0.9を参照
20	6	2	2	(3)		前提条件	「石井手取水場と小野取水場からの導水先については、新設着水井と既存沈砂池を選択できるようにすること。」とあります。既設導水管（石井手・小野～既存沈砂池）及び既設手動弁があり、導水管（石井手・小野～新設着水井）及び手動弁を新設すれば、石井手・小野からの導水先を新設着水井あるいは既存沈砂池に選択できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 石井手取水場と小野取水場からの導水先の選択については、電動弁により操作できるようにして下さい。 石井手・小野～既存沈砂池系統と石井手・小野～新設着水井系統の両系統に電動弁を設置する必要があります。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
21	6	2	2	(3)		前提条件	石井手取水場と小野取水場からの導水先について、新設着水井と既存着水井を選択できるようにすることとあります。既存導水管から分岐を設け、新設着水井または既存着水井へ各々バルブ切替と考えて宜しいでしょうか。	NO. 20を参照
22	6	2	2	(7)		前提条件	計画水量について、「送水先は河頭配水池、石井手配水池とし、それぞれに計画水量(69,400m ³ /日)を送水できること。」と記載がありますが、合計すると138,800m ³ /日となります。一方で、要求7ページ「図2-1 河頭浄水場更新後の施設フロー図」に「一日最大取水量110,000m ³ /日」と記載がございます。今回、取水口の変更は無いことから、最大取水量を超えない範囲で送水できるようにするという理解で宜しいでしょうか。	河頭配水池と石井手配水池にそれぞれ計画水量(69,400m ³ /日)を送水できる能力として下さい。両配水池へ計画水量(69,400m ³ /日)を超えて送水することは想定していません。
23	6	2	2	(8)		前提条件	河頭排水処理場の調整槽の容量と設置されているポンプの能力をご教示ください。また、新設排泥池からの送泥量に制約があればご教示ください。	前段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す「(R2)河頭排水処理場濃縮槽設備ほか工事」等を参照ください。 後段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データから実績送泥量の範囲内として下さい。
24	6	2	2	(9)		前提条件	試運転に使える水量については、どの程度を想定していますか。 過去の運転実績を基に設定すればよいのでしょうか。	試運転時は、要求水準書（案）P46「ア試運転業務」に示す運用を想定していますが、具体的な試運転計画については協議となります。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
25	6	2	2	(11)		前提条件	「河頭浄水場は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、生活関連等施設に該当するため、警備の強化や安全の確保に関し、必要な措置を講じること。」と記載がございますが、既存浄水場でのこの法律への対策についてご教示願います。	平日日中の警備員配置、物理的センサー等による侵入者検知を行っています。
26	6	2	2	(11)		前提条件	「・・・生活関連等施設に該当するため、警備の強化や安全の確保に関し、必要な措置を講じること」とありますが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」における必要な措置として、本事業で具体的にどのような措置を想定されているか教示願えないでしょうか。	要求水準書（案）P11 「（９）テロ対策等」を参照してください。
27	6	2	2	(12)		前提条件	整備対象施設の供用開始後に乙系統の耐震化工事を予定しておりとありますが、既にスケジュールは決まっておりますらご教授願います。また、上記以外にも関連する別途工事が決まっておりますら、スケジュールをご教授願います。	前段については、耐震化工事の着手時期は未定です。 後段については、現時点では未定です。
28	7	2	2			前提条件（図2-1）	排水処理施設（調整槽以降）から浄水処理工程に戻る水はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	8	2	4	(1)		計画浄水量	「計画浄水量は、70,000m ³ /日」とありますが、新甲系統浄水施設の更新後の浄水量（年間における月毎あるいは季節毎の変動）について、平均浄水量と最小浄水量を教示願えないでしょうか（最大浄水量は、70,000m ³ /日と理解します）。	平均浄水量と最小浄水量については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データを参照してください。なお現時点では、甲系統の浄水施設は現状と同様な水運用とする予定です。
30	8	2	4	(1)		計画浄水量	記載の計画浄水量は最大水量と理解しますが、平均および最低水量はなく、常に70,000m ³ /日で運用する理解でよろしいでしょうか。	N0. 29を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
31	8	2	4	(1)		計画浄水量	新甲系統浄水施設の更新後の浄水量に関して、1日の中で浄水量の変動はあるでしょうか。 有りの場合、その変動範囲（例えば、日中●●●、●●●m ³ /日、夜間▲▲、▲▲▲m ³ /日など）を教示願えないでしょうか。	NO. 29を参照
32	8	2	4	(1)		計画浄水量	乙系統の耐震化工事時に新旧甲系統の両施設を運用することになりますが、その際に新旧施設のそれぞれで何m ³ /日ずつ処理するのか教示願えないでしょうか。 また、変動がある場合、両施設の変動範囲（月間・季節間の変動、日間（日中と夜間等）の変動）についても教示願います。	前段については、新甲系統と旧甲系統の浄水施設で合計110,000m ³ /日进行处理する計画です。 後段については、No. 29を参照してください。
33	8	2	4	(1)		計画浄水量	それぞれの取水口の運用方針についてご教示ください。例えば、石井手取水場から20,000m ³ /日を取水するとき、小野取水場は休止、河頭取水口から50,000m ³ /日を取水するのでしょうか。また、石井手取水場と小野取水場の両方（計40,000m ³ /日）から取水することもあるのでしょうか。	甲系統と乙系統の取水に関しては次の運用方針となります。 「河頭取水口から70,000m ³ /日を超えて取水する場合は石井手取水場から20,000m ³ /日を取水する。河頭取水口から70,000m ³ /日、石井手取水場から20,000m ³ /日を超えてさらに取水する場合は小野取水場から20,000m ³ /日を取水する。」
34	8	2	4	(2)		原水水質及び浄水水量	「別紙2を計画原水水質として設計する」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 原水水質は別紙2及び実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データから、既存浄水場の運転時の最も悪い条件に対応できるよう設計してください。
35	8	2	4	(2)		原水水質及び浄水水量	濁度やpH値は、実際には別紙2よりも広い範囲で変動していると想像します。この2項目について、日最高、日最低、時間最高、時間最低をご教示ください。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データを参照してください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
36	8	2	4	(2)		原水水質及び浄水水量	最小水量と平均水量は、「DVDで配布された過去の実績値から算出した水量で設計する」という理解でよろしいでしょうか。	NO. 29を参照
37	8	2	4	(2)		原水水質及び浄水水量	別紙2に示す原水水質を超えた場合、浄水水質要求水準は表 2-3 に示す既存浄水場の浄水水質の過去 10 ヶ年の実績最高値以内を確保することは対象外と考えて宜しいでしょうか。	NO. 16を参照
38	8	2	4	(2)		原水水質及び浄水水量	原水の最大濁度はいくつに設定すればよろしいでしょうか。可能であれば、運転トレンドデータをご提示いただけないでしょうか。	前段については、NO. 34を参照してください。後段については、運転トレンドデータは提示できません。
39	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	別紙2の過去10カ年の原水水質では濁度の最大値が8.1度となっています。一方で、降雨による濁度上昇への対策を行うこととありますが、原水濁度の設計最大値について教示願えないでしょうか。	NO. 34を参照
40	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	要求水準書の記載では【本事業の浄水水質要求水準は、表 2-3 に示す既存浄水場の浄水水質の過去 10 ヶ年の実績最高値以内を確保することとする】となっていますが、原水水質は別紙2【過去 10 ヶ年の原水水質】程度と考えて良いでしょうか。	NO. 34を参照
41	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	「本事業の浄水水質要求水準は、表 2-3 に示す既存浄水場の浄水水質の過去 10 ヶ年の実績最高値以内を確保することとする。」とありますが、原水水質は別紙2の「過去 10 ヶ年の原水水質」を超えない範囲に限るという理解でよろしいでしょうか。	NO. 34を参照
42	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	表2-3に示す実績最高値とは、最も水質が悪い状態を指すとの理解で宜しいでしょうか。	表2-3は既存浄水場の浄水水質の過去10 ヶ年の実績最高値となります。原水水質が最も悪い条件での実績とは限りません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
43	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	「河頭浄水場の水源である甲突川は、降雨による濁度の上昇や油類の流出による水質汚染、また、上流域に広がる水田への農薬散布の影響で農薬類が検出される時期があることから、それらによる汚染への対策を行うこと。」と記載がございますが、既設浄水場において濁度の上昇や油類の流出による水質汚染の過去実績と対策についてご教示願います。	濁度の実績については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データを参照してください。 油類の流出による水質汚染については、粉末活性炭処理により対応しています。
44	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	「河頭浄水場の水源である甲突川は、降雨による濁度の上昇や油類の流出による水質汚染、また、上流域に広がる水田への農薬散布の影響で農薬類が検出される時期があることから、それらによる汚染への対策を行うこと。」と記載ございますが、上流域に広がる水田への農薬散布の影響で農薬類が検出される時期（期間）と既設浄水場での対策についてご教示願います。	現状では、農薬散布の影響で農薬類が検出される時期は5～10月頃となります。 既設浄水場では粉末活性炭処理により対応しています。
45	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	農薬類による汚染への対策を行うこととありますが、表2-3の浄水水質の過去10ヵ年の実績最高値に農薬類が含まれていません。浄水水質の農薬類に関する要求水準値は求められないとの理解で宜しいでしょうか。	農薬類に関しては、環境省の示す水質管理目標設定項目の目標値以内とします。
46	8	2	4	(3)		浄水水質要求水準	「表2-3に示す既存浄水場の浄水水質の過去10ヵ年の実績最高値以内を確保すること」とありますが、本事業は施設整備と維持管理業務（保守点検業務等）であり運転管理業務は含まれないため、前述の浄水水質を確保できる施設を整備し、確保できるように維持管理することが事業者が満足すべき要求水準であり、施設を運転し浄水水質を確保すること自体は貴局の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
47	10	2	4	(4)		浄水処理	事業者提案が認められている「各浄水施設の処理方法」とは、例えばフロック形成池の攪拌方法や、ろ過池の形式ということでしょうか。 この解釈が正しい場合、別紙3に関して、処理方法の提案内容を理由とする薬品注入点の位置変更が必要になるとは想像しにくいのですが、それ以外の理由による位置変更や位置追加は一切認められないのでしょうか。	浄水処理方式については、ご理解のとおり各処理方法が事業者提案となりますが、紫外線処理などの処理工程の追加も認めます。 また、別紙3に示す薬品注入点についても位置変更や位置追加を認めます。
48	10	2	4	(5)		耐震性能	建築構造物の耐震安全の分類について、Ⅱ類の要求がありますが、炭酸ガス設備の上屋（活性炭注入設備含む）もⅡ類とする必要はありますでしょうか。	耐震分類はⅡ類としてください。
49	10	2	4	(5)		耐震性能	建築構造物の耐震安全の分類について、Ⅱ類ですが、炭酸ガス設備の上屋（活性炭注入設備含む）もⅡ類で宜しいでしょうか。	N0. 48を参照
50	10	2	4	(5)		耐震性能	浄水施設棟と機械電気棟の耐震性能について、GLから上部は建築構造物、GLから下部は土木構造物に該当するものとして、それぞれの指針に準拠すれば宜しいでしょうか。その場合、「水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）」における構造分類区分は「Ⅰ-1類」または「Ⅰ-2類」として宜しいでしょうか。	水槽付建築物の構造分類は、構造設計者の考え方を指導課へ説明して協議により決定してください。
51	10	2	4	(5)		耐震性能	浄水施設棟と機械電気棟の耐震性能について、GLから上部は建築構造物、GLから下部は土木構造物に該当するものとして、それぞれの指針に準拠すれば宜しいでしょうか。その場合、水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）における構造分類区分はⅠ-1類又はⅠ-2類で宜しいでしょうか。	N0. 50を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
52	10	2	4	(7)		降灰対策	河頭浄水場周辺の過去の降灰量を加味して、今回計画においては屋根荷重に60g/㎡を見込むものとして宜しいでしょうか。また定期的に清掃を行うものとし、降灰は短期荷重として見込むものとして宜しいでしょうか。	降灰の荷重は法的に考慮する必要がないため屋根荷重に見込む必要はありません。ただし、設計者の判断で見込んだ方良いという理由がある場合は、協議により決定することになります。
53	11	2	4	(12)		新技術の活用	「AI や IoT などの新技術を活用」と記載がありますが、今までに納入実績が無い新技術内容を貴局と共同研究を実施することを想定に入れ、提案することは可能という理解で宜しいでしょうか。	共同研究の内容を技術的対話にて確認したうえで判断します。
54	12	2	3	(13)		目標耐用年数	目標耐用年数の記載について、長寿命化は離れると考えており、その根拠の提示は困難だと思われます。根拠の提示は必要でしょうか。	質問の意図を図りかねますが、根拠の提示は不要です。
55	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5において土木構造物全般の「法定耐用年数の2倍」と記載がありますが、地方公営企業法施行規則別表第二号（第十四条及び第十五条関係）によると浄水設備は60年と記載されているため、土木構造物の目標耐用年数は120年という理解で宜しいでしょうか。その場合、その仕様を保証することは困難であると考えため、適切な点検、管理を行い修繕対応を行って対応する年数との理解で宜しいでしょうか。なお、修繕対応は本事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
56	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5において電気設備の目標耐用年数について記載がございますが、構成機器全てを目標耐用年数に対応させるのは困難であると考えため、適切な点検、管理を行い部品交換等の修繕対応を行って対応する年数との理解で宜しいでしょうか。なお、修繕対応は本事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5において計装設備の目標耐用年数が20年と記載がございます。特にセンサー関係については単品購入品となる場合が多く、部品交換や修理対応ができない場合があることや、耐用年数が使用環境に大きく左右されるなど、場合によっては目標耐用年数内での更新が必要となることが想定されます。その場合、明らかな事業者瑕疵がない場合は、本事業範囲外での修繕工事（単品更新含む）を実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	12	2	4	(13)		目標耐用年数	【表 2-5 に示す局の目標耐用年数が維持できる仕様とすること】記載されていますが、目標耐用年数を維持するために必要な修繕に係る費用は、本事業とは別発注と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	12	2	4	(13)		目標耐用年数	「表 2-5 に示す局の目標耐用年数が維持できる仕様とすること。」とありますが、目標耐用年数を維持するために必要な修繕（機器または装置の交換を含む）は本事業とは別に貴局が発注されると理解してよろしいでしょうか。	N0. 58を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
60	12	2	4	(13)		目標耐用年数	「表 2-5 に示す局の目標耐用年数が維持できる仕様とすること。」とありますが、目標耐用年数を維持するために必要な修繕（機器または装置の交換を含む）は本事業とは別に貴局が発注されると理解してよろしいでしょうか。	N0. 58を参照
61	12	2	4	(13)		目標耐用年数	目標耐用年数を維持するために必要な修繕は、本事業とは別に局にて発注されるという理解で宜しいでしょうか。	N0. 58を参照
62	12	2	4	(13)		目標耐用年数	土木構造物・建築施設の目標耐用年数はそれぞれ120年、75年との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	12	2	4	(13)		目標耐用年数	土木構造物・建築敷設の「目標耐用年数」を確保するためには、「法定耐用年数」を満たす一般的な構造物よりもコストがかかる対策（鉄筋のかぶり厚さを確保する、またはライニングを行う等）が必要となります。これらを含んだ積算単価とされているとの理解でよろしいでしょうか。	積算に関する質疑については、回答を差し控させていただきます。
64	12	2	4	(13)		目標耐用年数	「水道施設更新・長寿命化計画（令和4年2月鹿児島市水道局）」を満足するために、土木構造物・建築敷設・機械設備・電気設備の目標耐用年数が定められていると思います。土木構造物・建築敷設においても、施設供用開始後も予防・保全対策工も考慮した上での目標耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5は各区分ごとの目標耐用年数を定めていますが、目標年数は保証年数ではなく、目標年数に達する以前に更新が必要となっても、瑕疵には当たらないという理解で宜しいでしょうか。	引渡し後1年以内に要求水準を下回った場合（局の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く）は、事業者負担にて修繕を行うものとします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
66	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5に各区分の目標耐用年数を定めていますが、目標年数は保証年数ではなく、目標年数に達する以前に更新が必要となっても、瑕疵には当たらないという考えで宜しいでしょうか。	NO. 64を参照
67	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表2-5 目標耐用年数における区分：土木構造物、対象設備：全般には、側溝・擁壁等のコンクリート二次製品は含まれますでしょうか。	二次製品も含まれます。
68	12	2	4	(13)		目標耐用年数	「構造物及び設備については、表2-5に示す局の目標耐用年数が維持できる仕様とすること。なお、以下の目標耐用年数が達成できるよう定めた局の水道施設更新・長寿命化計画を資料閲覧（DVD等による配布）にて提示する」とあります。長寿命化対策工事や機能維持に必要な修繕は貴局が実施することから、貴局が水道施設更新・長寿命化計画を満足できなかった場合、事業者が建設・納入する構造物及び設備は表2-5の目標耐用年数を達成できない恐れがある、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	12	2	4	(13)		目標耐用年数	表に示される目標耐用年数は目標年数であり、要求事項ではないと理解してよろしいでしょうか。例えば土木構造物は、建設後の地震などを考慮すると、更新までの寿命を想定、あるいは立証することは困難であると考えられます。	水道局が長寿命化計画を適正に実施することで達成できる目標耐用年数と考えており、それを踏まえたうえで要求事項を満足することを求めます。
70	12	2	3	(14)		事業期間終了時における施設の状態	建設工事終了後1年間の修繕を求めています、取水ポンプなど部分引き渡しの場合は、部分引き渡し後1年と考えてよいでしょうか。	部分引き渡しの施設は、部分引き渡し後1年以内とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
71	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	導水ポンプ設備ほか、建設工事終了前に引渡し（一部含む）が生じる場合は、それから1年以内が保証範囲と言う理解でよろしいでしょうか。	N0. 70を参照
72	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	導水ポンプ設備など建設工事終了前の部分引渡しがあれば、そこから1年以内が保証範囲と考えて宜しいでしょうか。	N0. 70を参照
73	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	導水ポンプ設備など建設工事終了前の部分引渡しがあれば、そこから1年以内が保証範囲と考えて宜しいでしょうか。	N0. 70を参照
74	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	「導水ポンプ設備等は、建設工事期間中に部分的に竣工させ局に引き渡すこと」とありますが、保証期間は、引渡しの日から1年という理解でよろしいでしょうか。	N0. 70を参照
75	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	「建設工事期間終了後1年以内に整備対象施設が本書に示された要求水準を下回った場合」、との記載されていますが、部分引き渡し（部分完成）を行った施設は、引き渡し日（中間検査日等）から1年以内との理解で宜しいでしょうか。	部分引き渡しの施設は、部分引き渡し後1年以内とします。 なお、部分引き渡しを行う場合の施設単位は協議によるため、中間検査日と引き渡し日が同一でないことにご留意ください。
76	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	「建設工事期間終了後1年以内に整備対象施設が本書に示された要求水準を下回った場合」、との記載がありますが、部分引き渡し（部分完成）を行った施設は、引き渡し（中間検査日等）から1年以内との理解で宜しいでしょうか。	N0. 75を参照
77	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	建設工事期間終了後1年以内における、整備対象施設の要求水準未達の判断は、鹿児島市水道局が実施し官民合意のもとで、事業者が修繕を行うという理解でよろしいでしょうか。	双方協議により合意の上で修繕を行うものとします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
78	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	建設工事期間終了後1年以内に整備対象施設が要求水準を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとするがありますが、要求水準が下回っていることの立証は貴局が行い、かつ官民合意の上、事業者が修繕を行うという認識でよろしいでしょうか。	N0. 77を参照
79	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	建設工事期間終了後1年以内に整備対象施設が要求水準を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとするがありますが、要求水準が下回っていることの立証は貴局が行い、かつ官民合意の上、事業者が修繕を行うという認識でよろしいでしょうか。	N0. 77を参照
80	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	要求水準を下回った場合の立証は局にて行い、官民合意した場合に限り、事業者負担にて修繕を実施すると理解して宜しいでしょうか。	N0. 77を参照
81	12	2	4	(14)	①	事業期間終了時における施設の状態	建設工事期間終了後 1 年以内に整備対象施設が本書に示された要求水準を下回った場合（局の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く）とありますが、不可抗力による場合は事業者の費用負担対象外と考えて宜しいでしょうか。	不可抗力は、水道局のリスク負担を基本としますが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部は事業者の負担になります。
82	13	2	5	(1)		水位関係	図2-2 各施設の水利条件に関して、小野取水場及び石井手取水場の、それぞれの取水ポンプの仕様（ポンプ形式、吐出量、全揚程、電動機出力、台数（常用及び予備））について教示願えないでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H20)小野取水場導水ポンプ設備工事」及び「(H10)石井手取水場機械設備工事」等を参照ください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
83	13	2	5	(1)		水位関係	図2-2 各施設の水利条件に関して、本図では河頭1号配水池がH. W. L+75. 6m、L. W. L+65. 6mとなっているのに対して、別紙4の図中ではH. W. L=75. 9m、L. W. L=65. 9mとなっています。どちらが正でしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 河頭1号配水池がH. W. L+75. 9m、L. W. L+65. 9m、河頭2号配水池がH. W. L+75. 6m、L. W. L+65. 6m、河頭3号配水池がH. W. L+75. 6m、L. W. L+55. 6mとなります。
84	13	2	5	(1)		水位関係	石井手配水池は2池あると思いますが、2池とも同じ水位と考えて宜しいでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(S59) 石井手配水池築造工事」等を参照ください。
85	14	2	5	(2)		既存施設との接続位置	既存施設との接続位置が別紙4の詳細図に明示されていますが、機能・性能が確保される場合、接続位置を変更することは可能でしょうか。	機能・性能が確保される場合は変更可能です。
86	14	2	5	(2)		既存施設との接続位置	接続に関して、断水施工が可能か、不断水での接続の判断は事業者提案とかがえてよいですか。 また接続予定箇所の管種、管径、土被り、水压等についてもご提示お願いします。	前段については、導水管は断水施工が可能です。送水管は断水時間の制約が6時間以内であるため原則、不断水工法とします。また、配水管は協議とします。 後段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H17) 河頭浄水場送配水管布設工事（その1）」、「(H18) 河頭浄水場送配水管布設工事（その2）」等を参照ください。
87	14	2	5	(2)	②	既存施設との接続位置	既存石井手・小野導水管への接続について、断水にて接続可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	14	2	5	(2)	③	既存施設との接続位置	今回施工する河頭浄水場内の配水管や送水管の施工を行う場合に、断水は、可能でしょうか？また、断水可能な時間は、どの程度でしょうか？または、断水できない場所があれば、事前に図面等で表示してもらうことは、可能でしょうか？	前段については、NO. 86を参照してください。 後段については、必要に応じて技術的対話にて確認してください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
89	14	2	5	(2)	③	既存施設との接続位置	今回施工する河頭浄水場内の配水管や送水管の施工を行う場合に、断水は、可能でしょうか。また、可能であれば、断水可能な時間はどの程度でしょうか。	N0. 86を参照
90	14	2	5	(2)	③	既存施設との接続位置	既存河頭配水池付近の送水管への接続について、不断水による接続が必要との理解で宜しいでしょうか。	N0. 86を参照
91	14	2	5	(2)	③	既存施設との接続位置	既存管との接続検討を行いたいため、別紙4の既存との接続図に記載しています既存の送水管・污水管・導水管の縦断線形図を提示していただきたい。	送水管については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H17)河頭浄水場送配水管布設工事（その1）」、「(H18)河頭浄水場送配水管布設工事（その2）」等を参照ください。 既設污水管に関する情報は、募集要項等の公表後に希望者に対して現地での資料閲覧を実施予定です。 導水管について、縦断図はありませんので実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料内の平面図等から想定ください。
92	14	2	5	(2)	③	既存施設との接続位置	既存管との接続検討を行うため、別紙4の既存との接続図に記載されている既存の送水管、污水管、導水管の縦断線形図を提示していただきたい。	N0. 91を参照
93	14	2	5	(2)	④	既存施設との接続位置	既存石井手配水池向け送水管への接続について、不断水による接続が必要との理解で宜しいでしょうか。	N0. 86を参照
94	14	2	5	(2)	⑤	既存施設との接続位置	既存送泥管への新設排泥管の接続について、断水にて接続可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	14	2	5	(2)	⑥	既存施設との接続位置	着水1（石井手取水場＋小野取水場からの原水）、着水2（既設沈砂池＋石井手取水場＋小野取水場からの原水）のサンプリング箇所は、返送ポンプによる返送水が合流する前との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
96	14	2	5	(2)	⑥	既存施設との接続位置	既存管理本館へ送水する着水1、着水2、ろ水も新設する水質分析室で各測定項目を測るという理解でよろしいでしょうか。また、既存管理本館へ送水する着水1、着水2、ろ水の必要流量をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、既存管理本館にてジャーテスト等が可能な量としてください。
97	14	2	5	(3)		整備対象施設からの排水	排水の接続位置が別紙4の詳細図に明示されていますが、既設の排水能力が確保される場合、接続位置を変更することは可能でしょうか。	機能・性能が確保される場合は変更可能です。
98	14	2	5	(3)	①	整備対象施設からの排水	排水ピットから河頭排水処理場への送水は、既存送泥管に接続する排泥管を併用してもよろしいでしょうか。	送水機能や維持管理性が確保されていれば併用は可能です。
99	14	2	5	(3)	②	整備対象施設からの排水	接続する既設污水管の圧力をご教示ください。	既設污水管に関する情報は、募集要項等の公表後に希望者に対して現地での資料閲覧を実施予定です。
100	14	2	6	(1)		セルフモニタリング	「局が募集要項等において示すモニタリング基本計画に基づき」とありますが、過剰なセルフモニタリングは、資料作成等に余分な費用や時間を費やすことから、適切な頻度を示していただけますと幸いです。	募集要項等の公表で示すモニタリング基本計画をご参照ください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
101	15	2	6	(3)		セルフモニタリング	「局が必要と認めた場合は、事業者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できるものとする。」と記載がございますが、追加のご指示により人件費等が増加する場合には、別途精算対象として設計変更協議を行って頂けるという理解で宜しいでしょうか。 性能発注でのセルフモニタリングと理解しているため、事業者提案以上のご要望に対しては主観的要素が大きいと理解しており、事業開始後において、貴局との認識が違ふものは全て追加指示となってしまうことを懸念しております。既に必須項目等があれば要求水準書に示して頂けますでしょうか。	募集要項等の公表で示すモニタリング基本計画をご参照頂き、必要なコストを見込んでください。
102	15	2	7	(1)		統括責任者の配置	統括責任者は、監理技術者又は主任技術者が兼任することは可能でしょうか。また、事業期間中の監理技術者の変更は可能でしょうか。	前段については、兼任可能です。 後段については、やむを得ない場合に限り認めます。
103	15	2	7	(1)		統括責任者の配置	設計・建設工事期間が約6ヶ年と長期間にわたるため、設計期間から建設工事期間に移行する際や建設工事期間中に、統括責任者を交代することは可能でしょうか。	募集要項等にて示します。
104	15	2	7	(2)	②	定例会議	定例会議について月の始め、終わり、曜日など現段階で決定している事項があればご教示いただけないでしょうか。	募集要項等にて示します。
105	15	2	7	(2)	②	局との調整 イ	「局の意見や要望等を踏まえ、事業契約に定める要求水準に記載のない事項の事業者提案等を局と事業者との協議のうえ決定すること」とは、設計変更協議を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
106	15	2	7	(2)	②	局との調整 イ	局の意見や要望等を踏まえ、事業契約に定める要求水準に記載のない事項の事業者提案等を局と事業者との協議のうえ決定することとは、設計変更協議を意味するとの考えで宜しいでしょうか。	N0. 105を参照
107	15	2	7	(2)	②	局との調整 イ	要求水準に記載のない事項の事業者提案等を局と事業者との協議とありますが、設計変更による増額が認められるものと考えてよろしいでしょうか。	N0. 105を参照
108	15	2	7	(2)	②	局との調整 イ	記載内容とは逆に、提案書や要求事項に記載のある提案について、局との協議で実施しないことになることがあると想定してよろしいでしょうか。	N0. 105を参照
109	15	2	7	(2)	④	業務報告書の作成	業務報告書の提出・報告についてですが、提案価格に反映させるためにも、その頻度は、年内に改めてご提示されとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
110	15	2	7	(2)	④	業務報告書の作成	業務報告書の提出・報告について、提案価格に反映させるため、その間隔・頻度（1回／月、四半期毎に1回など）は、年内に改めてご提示されとの理解で宜しいでしょうか。また、業務報告書の書式を明確化されたい。	募集要項等にて示します。
111	15	2	8	(1)		説明会資料の作成 および説明会への 出席	接明資料の作成は、事業者が行いますが、説明は、発注者でされると理解して宜しいですか？作成する説明資料は、紙媒体となるのでしょうか。	前段については、説明者は説明会の対象や内容により協議とします。 後段については、紙媒体を想定しています。
112	15	2	8	(1)		説明会資料の作成 および説明会への 出席	説明会の内容や規模によっては、説明資料の作成に多大な労力と諸費用を要することが想像されます。発注者の要望を加味して説明資料の作成に要する費用は、局側が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	説明資料作成に必要なコストは事業者負担とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
113	15	2	8	(1)		説明会資料の作成 および説明会への 出席	「局が本事業に関する説明会を実施する場合」とありますが、説明する対象者・規模及び人数・回数を具体的にご教示願います。	現時点では未定です。
114	15	2	8	(1)		説明会資料の作成 および説明会への 出席	「局が本事業に関する説明会を実施する場合」とありますが、説明する相手先（周辺住民など）と規模（50名程度など）や回数（着手前に2回）を具体的にご教示願います。	現時点では未定です。
115	15	2	8	(2)		事業用地の管理	更新用地の除草や安全管理など用地の管理については、設計及び建設工事請負契約締結後から建設工事終了までの期間は、事業者において実施することと記載されていますが、通常は工事着工する期間から用地の管理は開始されるかと思われます。設計期間は現地に常駐することがないことから、用地の管理は工事開始からと考えて宜しいでしょうか。また、用地の引継ぎや維持管理のルールを明示されたい。	前段については、要求水準書（案）に記載のとおりです。 後段については、用地の管理は提案事項とします。 参考として水道局用地では年3回以上の除草清掃を行っています。
116	17	3	2	(1)		事前調査業務（設 計業務に含む	本業務については、事後調査との関連もあることから、施工企業との協同による実施も可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	事前調査業務を建設企業が担当して行うことは可能です。
117	17	3	2	(1)		事前調査業務（設 計業務に含む	地質調査数量については、事業者提案でよろしいでしょうか。その後、市の指示によって数量が増加した場合は、設計変更の対応でしょうか。	数量増加の理由によるため、個別の事案を勘案して、双方協議によりに判断します。
118	17	3	2	(1)	①	具体的な事前調査 業務	契約後に実施する本業務の調査結果が、公告資料（閲覧・配布資料含む）で開示された結果と相違があり、整備対象施設の設計業務及び建設工事に変更が必要となった場合は、「設計変更協議の対象とする」との理解で宜しいでしょうか。	事業者は、水道局が開示した情報に限らず、予見するために必要な情報を入手して事業の遂行をお願いします。 そのうえで発生した条件変更等が合理的に予見できない事象に起因するものである場合は協議の対象となります。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
119	17	3	2	(1)	①	具体的な事前調査業務	契約後に実施する本業務の調査結果が、公告資料（閲覧・配布資料含む）で開示された結果と相違があり、変更が必要となった場合は、設計変更協議の対象とするとの考えで宜しいでしょうか。	N0. 118を参照
120	17	3	2	(1)	①	イ 地質調査	貴局で実施されている地質調査結果を提示願えないでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H28)河頭浄水場ほか地質業務委託」、「(R4)犬迫町ほか地質調査業務委託」、「(H19)河頭浄水場場内整備工事（図書内にボーリングデータを含む）」等を参照ください。
121	17	3	2	(1)	①	ウ 地下埋設物調査	試掘に伴う施工企業の届出については、建設工事企業の届出対応可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	N0. 116を参照
122	17	3	2	(1)	①	ウ 地下埋設物調査	「現況図面をもとに現地調査し、埋設位置図の作成を行うこと。必要に応じて埋設位置確認のため、試掘調査を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時は貴局公表資料を基に設計・積算致します。ご契約後の調査において貴局公表資料と相違があった場合は、追加精算対象として設計変更協議を実施頂けるという理解で宜しいでしょうか。	N0. 118を参照
123	17	3	2	(1)	①	ウ 地下埋設物調査	更新用地及び既設浄水場内の地下埋設物に関する現況図面を提示願えないでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「01完成図面－河頭浄水場、更新用地廻り配管図」等を参照ください。
124	17	3	2	(1)	①	エ 土壌汚染調査	貴局にて土壌汚染調査は実施済みでしょうか。実施済みの場合、調査結果を提示願えないでしょうか。	実施済みです。募集要項等の公表後に希望者に対して現地での資料閲覧を実施予定です。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
125	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	事業者にて土壤汚染調査を行った結果、汚染除去等の対策が必要となった場合には、その対策は貴局が実施する（事業者が対策を実施する場合は貴局がその費用を負担する（金額変更の対象））との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	土壤汚染調査において調査した結果、汚染が確認された場合、汚染土壤の処分費用については、増額変更協議の対象との理解でよろしいでしょうか。また工程が延伸した場合の費用について協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	N0. 125を参照
127	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	土壤汚染調査においての調査結果、汚染が確認された場合、汚染土壤の処分費用については、変更協議の対象と理解して宜しいでしょうか。それに伴い工程が延伸した場合の費用についても協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	N0. 125を参照
128	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	土壤汚染調査において調査した結果、汚染が確認された場合、汚染土壤の処分費用については、変更協議の対象との理解でよろしいでしょうか。また工程が延伸した場合の費用について協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	N0. 125を参照
129	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	「必要に応じて、土壤汚染対策法に基づき調査を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時は土壤汚染はないものとして調査費用のみ積算し計上致します。ご契約後の土壤汚染調査において汚染土が確認された場合は、追加精算対象として設計変更協議を実施頂けるという理解で宜しいでしょうか。	N0. 125を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
130	17	3	2	(1)	①	エ 土壤汚染調査	土壤汚染調査の結果により予期せぬ汚染土が発生した場合の除去費用については変更対象と判断して良いでしょうか。	N0. 125を参照
131	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	新設用地への建設を前提としていることから、アスベスト調査箇所はないものと想定しています。「必要に応じて」とありますが、具体的に必要となる対象をご教示ください。	既存取水ポンプ設備の更新工事などが対象となると想定してます。
132	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	過去にアスベスト調査をおこなった結果は、ご提示頂けるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等の公表後に希望者に対して現地での資料閲覧を実施予定です。
133	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	貴局にてアスベスト調査は実施済みでしょうか。実施済みの場合、調査結果を提示願えないでしょうか。	N0. 132を参照
134	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	「必要に応じてアスベスト調査を実施し、アスベストの含有が確認された場合は対策を講じること。なお、本事業の対象範囲としては調査まで実施することとする。」と記載がございますが、事業者が実施するアスベスト調査の範囲は書面調査までであり、検体の採取・分析、アスベストが検出された場合の除去は対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	事業者にてアスベスト調査を行った結果、対策が必要となった場合には、その対策は貴局が実施する（事業者が対策を実施する場合は貴局がその費用を負担する（金額変更の対象））との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
136	17	3	2	(1)	①	ク アスベスト調査	既設躯体の貫通箇所や機械電気設備の設置予定構造物を対象としますが、スクリーニング調査を実施し、年代により含有の可能性のあるものに対して採取し調査を行う方針で良いでしょうか。	関連法規に基づき、アスベスト調査を実施してください。
137	17	3	2	(1)	①	ケ その他必要な調査	PCBなど処理が困難な物質が発見された場合の費用について、全て設計変更の対象になると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	17	3	2	(1)	①	ケ その他必要な調査	【ケ 上記のほか、本事業を行うに当たり必要な調査】において、処理が困難な物質（水銀等）が発見された場合、費用は設計変更の対象になりますでしょうか。	NO. 137を参照
139	17	3	2	(1)	①	ケ その他必要な調査	「ケ 上記のほか、本事業を行うに当たり必要な調査」となっていますが、PCBや水銀等処理が困難な物質が発見された場合、貴局と協議の上、費用は全て設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	NO. 137を参照
140	17	3	2	(1)	①	ケ その他必要な調査	「ケ 上記のほか、本事業を行うに当たり必要な調査」となっていますが、PCBや水銀等処理が困難な物質が発見された場合、貴局と協議の上、費用は全て設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	NO. 137を参照
141	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ア	工学的基盤面の定義については「耐震設計上の基盤面」でしょうか。あるいは「支持層 N値30以上」のことでしょうか。	工学的基盤面の定義については、水道施設耐震工法指針・解説2022年版をご参照ください。
142	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ウ	既存図面と現地との相違があり、受注後の設計業務で計画変更が必要となった場合、その対策に要する追加費用（設計業務・建設工事費用）は局側のリスクとしてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者は、水道局が開示した情報に限らず、予見するために必要な情報を入手して事業の遂行をお願いします。 そのうえで発生した条件変更等が合理的に予見できない事象に起因するものである場合は協議の対象となります。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
143	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ウ	貸出する図面と現地との相違があり、受注後の設計業務で変更を余儀なくされた場合、その対策に掛かる費用（設計業務及び工事費用）は局側のリスクとしてご負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	N0. 142を参照
144	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ウ	貸出する既存図面と現地との相違があり、受注後の設計業務で計画変更を余儀なくされた場合、その対策に要する追加費用（設計業務・建設工事費用）は局側のリスクとしてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	N0. 142を参照
145	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ウ	貸出する既存図面と現地との相違があり、受注後の設計業務で計画変更を余儀なくされた場合、追加費用はご負担頂けるとの考えで宜しいでしょうか。	N0. 142を参照
146	17	3	2	(1)	②	事前調査業務の実施に当たっての留意事項 ウ	「必ずしも最新の状況を反映しているものではない」とありますが、既存図面に記載がなかったり、異なっていたりして、提案時には想定できなかった地下埋設物が判明し撤去や移設等が必要となった場合には、その対応に要する費用は貴局の負担（金額変更の対象）との理解で宜しいでしょうか	N0. 142を参照
147	17	3	2	(2)	①	周辺環境の調査	近隣に配慮するため、騒音、振動については法で定められた数値とするが、臭気について明確な数値の指定があれば明示いただけますでしょうか。	悪臭防止法に基づく規制基準を遵守してください。
148	17	3	2	(2)	①	周辺環境の調査	近隣に配慮するため、騒音、振動については法で定められた数値とするが、臭気について明確な数値の指定があればご教示下さい。	N0. 147を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
149	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	変更認可の申請に必要な書類とは、次に示す内容のうち本事業に関する部分という理解でよろしいでしょうか。 ①様式12～14 ②「その他厚生労働省令で定める事項」のうち、 ・ 主要な水理計算 ・ 主要な構造計算 ・ 主要な水道施設の構造を明らかにする図面	現時点では事業認可の変更は想定しておりません。事業者提案により認可変更の必要性が生じた場合は、事業者にて申請書類一式を作成してください。
150	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	設計に伴う各種申請等の補助業務において、発注者が申請する申請費等は発注者負担と理解して宜しいでしょうか。	第1章第2項（8）に示す通り事業者負担となります。なお費用については募集要項等で示す見積上限価格の算定時に計上する予定です。
151	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	設計に伴う各種申請等の補助業務において、発注者が申請する申請費等は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	N0. 150を参照
152	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	設計に伴う各申請等の補助業務においてですが、発注者が申請する申請費等は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	N0. 150を参照
153	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	「建設工事着手までに水道事業変更認可等の申請に必要な書類の作成、各種申請書等の作成、関係機関との協議等を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時に建築指導課や所轄消防署等と事前協議を行っても宜しいでしょうか。	N0. 11を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
154	18	3	3	(1)	③	各種申請書類の作成	「建設工事着手までに水道事業変更認可等の申請に必要な書類の作成、各種申請書等の作成、関係機関との協議等を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時は建築指導課や所轄消防署等と事前協議を行うことが不可の場合、ご契約後に各関係機関からの指導事項へ対応は追加精算対象として設計変更協議を実施頂けるという理解で宜しいでしょうか。	N0. 11を参照
155	18	3	3	(1)	④	設計図書の提出	詳細設計の審査機関や審査に要する想定期間について、ご教示ください。	水道局内の承諾期間について、現時点では想定が困難なため回答を差し控えていただきます。
156	18	3	3	(1)	④	設計図書の提出	設計図書の提出後に、局の承諾を受ける期間としては「提出から●週間後に承諾」といった具体的な期間があればご教示いただけないでしょうか。	内容等により必要な承諾期間が変動するため、具体的な期間は協議によって決定します。
157	18	3	3	(1)	④	設計図書の提出	基本設計と詳細設計について、部分承諾を行うことは可能でしょうか。 可能な場合、承諾いただいた施設等については、次の工程（基本→詳細、詳細→工事）に着手してもよいという理解でよろしいでしょうか。	原則、全ての設計が完了後、着手とします。但し、前倒して実施しても問題ないと水道局が判断したものはこの限りではありません。
158	18	3	3	(1)	④	イ 詳細設計	「詳細設計図及び詳細設計報告書は、設計・建設工事段階の承諾図書をまとめたものに加え、施設完成時点で体系的に取りまとめた成果品を提出すること」とありますが、これは建設工事完了（施設完成）時点で、工事関連の図書類に加えて、詳細設計報告書や詳細設計図面から施工段階で変更や修正を行った図面等を体系的にとりまとめた成果品として提出するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
159	19	3	3	(1)	④	イ 詳細設計	「詳細設計図書の仕様、部数、様式等は局の指示に従うこと。」と記載がございますが、ご提案時は事業者側が想定する仕様、部数、様式等で積算致します。追加のご指示により追加費用が発生する場合には、別途精算対象として設計変更協議を実施頂けるという理解で宜しいでしょうか。	双方協議により決定します。
160	19	3	3	(2)		基本設計業務	基本設計の概要版については局との協議により仕様決定で良いでしょうか。（A-3 ●枚、PPTなどイメージがあればご教示いただけないでしょうか。）	双方協議により決定します。
161	19	3	3	(3)	①	共通事項	事業者が提案した内容により変更が生じた場合は、発注者負担による設計変更と理解しても宜しいですか？	事業者が提案した内容により変更が生じた場合は、原則、事業者負担となります。
162	19	3	3	(3)	①	共通事項	事業者が提案した内容から変更や追加となった場合は、発注者負担による設計変更と理解しても宜しいですか？	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
163	19	3	3	(3)	①	共通事項 イ	共通事項に「予備系列等を確保」とありますが、着水井など予備系列の具体的な考え方（例えば予備率）はありますか。もしくは提案事項でしょうか。ただ、提案によってはそのまま要求水準不達となる可能性があるのでは出来れば具体的に提示していただくことは可能でしょうか。	N0. 188を参照
164	19	3	3	(3)	①	共通事項 イ	予備系列等の容量は全体の有効容量として含めないの考え方について教えてください。例えば、着水井を2池整備するとして、停止を考慮し1池が要求水準の滞留時間1.5分以上を満たすように整備します。その際本来ならば2池分が有効容量（通常時は滞留時間3分の着水井がある）と考えますが、1池分しか有効容量がない（滞留時間1.5分分の容量）と考えるという事でしょうか。	「予備系列等の容量は全体の有効容量として含めない。」とは容量計算における考え方を示しています。着水井を例として示された「着水井を2池整備するとして、停止を考慮し1池が要求水準の滞留時間1.5分以上を満たすように整備します」の考え方で要求水準を満たします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
165	19	3	3	(3)	①	共通事項 イ	予備系列を確保する設備は、薬品混和池、フロック形成池、沈澱池、ろ過池等の主要な池とポンプ類という理解でよろしいでしょうか。配管等をすべて2条化する必要はないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	19	3	3	(3)	①	共通事項 ウ	将来の更新のためのメンテナンススペースに局側が必要とする最小スペースは、何らかの設定がございますでしょうか。	将来更新を容易に行うことができるスペースであり事業者提案とします。なお、機械・電気設備の修繕などの維持管理に必要なスペースも考慮してください。
167	19	3	3	(3)	①	共通事項 エ	敷地全体が浸水想定深以上（T.P. =+20.90m）となるように盛土すること。本事業は、都市計画法法令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	NO.9を参照
168	19	3	3	(3)	①	共通事項 エ	出入口は既存道路の高さに合わせるため、浸水想定深以上にならずともよろしいでしょうか。	既存道路の擦りつけに必要な範囲は浸水想定深以上となる必要はありません。ただし、門扉などの施設は浸水想定深以上の箇所に設置してください。
169	19	3	3	(3)	①	共通事項 オ	場内配管の保守、清掃等の維持管理とは、泥吐きとの理解で宜しいでしょうか。	泥吐きだけでなく、管内の点検・調査・清掃の作業に必要な管理用バルブの設置を含みます。
170	19	3	3	(3)	①	共通事項 オ	維持管理に必要なゲートやバルブについては手動を基本とし、電動化する場合は協議要望により決定する方針で良いでしょうか。現段階で考えがあればご教示ください。	点検・修繕や清掃等の維持管理に必要なものは手動で構いませんが、日常の運転に必要なものは電動としてください。
171	19	3	3	(3)	①	共通事項 ス	速やかに底部までの・・・とありますが、「速やかに」とはどれくらいの時間を想定していますでしょうか。	3時間を想定しています。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
172	20	3	3	(3)	①	共通事項 セ	原則、長期にわたって休止できない施設は防水、防食塗装をと記載されていますが、維持管理費軽減策としては、無塗装の提案も考えられます。無塗装の提案は認められるでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
173	20	3	3	(3)	①	共通事項 ソ	「使用する水道用資機材の規格は、JWWA規格を採用すること。JWWA規格に規定されていない場合は、JIS規格とすること」とありますが、配管材料の証明提出書類は以下の理解で宜しいでしょうか。 ・ 鋳鉄管、弁類の水協規格品：水協証明書 ・ 鋼管、ステンレス管：材料証明書（ミルシート）	ご理解のとおりです。 なお、詳細は承諾図等でも確認します。
174	20	3	3	(3)	①	共通事項 ツ	「原則」と記載がありますが、ステンレス配管を使用しなくとも良い条件につきましてご教示ください。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 躯体貫通部の管種については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す「水道施設の設計施工基準-施設編-」を参照ください。また、埋設側の継手は、フランジ接続ではなく耐震継手を採用できることとします。
175	20	3	3	(3)	①	共通事項 ヌ	飲用共用施設のほかに、ハード面の対策として屋外では維持管理、見学者ルートに熱中症対策を目的とした屋根の設置が考えられますが、費用を掛けても積極的に対策を行う考えでしょうか。	事業者提案とします。
176	20	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ設備	既存取水ポンプ設備の更新について、逆止弁及び電動吐出弁は更新範囲に含まれるでしょうか。 また、躯体埋込管以降の地下埋設管部分（躯体埋込管も含む）は更新対象外との理解で宜しいでしょうか。	逆止弁及び電動吐出弁は更新範囲に含まれます。 後段についてもご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
177	20	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ設 備 c	記載の大容量機（33.3m ³ /分）1台と小容量機（16.7m ³ /分）1台を同時に運転すると、合計50m ³ /分（＝72,000m ³ /日）となります。一方で整備対象施設の計画浄水量は70,000m ³ /日ですが、差の2,000m ³ /日は、排泥によるロス水量を意味しているのでしょうか。	同時運転によるロスを想定しています。 1台あたりの能力は、計画浄水量の70,000m ³ /日を3台で確実に確保できるよう設定してください。
178	20	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ設 備 c	導水ポンプは原則としてインバーター制御とありますが、VVVF盤の新設は既存電気室と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	20	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ設 備 c	導水ポンプは原則としてインバーター制御とありますが、熱量の確認に伴い換気設備の増強が必要となった場合は変更対象でしょうか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
180	21	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ c	既存ポンプの仕様について、P21の表と別紙5の2.ポンプ能力とで記載内容（号機順、吐出量、全揚程、電動機出力）が異なっています。既存ポンプの正確な仕様を教示願えないでしょうか。	既存取水ポンプの仕様はP21の表のとおりです。 ご指摘を踏まえて別紙5を修正します。
181	21	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ i	メーターリレーとは何のことでしょうか。電磁流量計の信号のことでしょうか。	接点付電流計のことで無送水検知に使用します。
182	21	3	3	(3)	②	ア 導水ポンプ設 備 k	「原則としてSUS304-TP」と記載がありますが、SUS配管とする理由をご教示ください。また、「ポンプ廻り」とはどこまでの範囲を示すのかについてもご教示ください。	前段については、施工性及び耐久性を考慮した条件となります。 後段については、ポンプ室内配管の露出部とします。実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す「水道施設の設計施工基準-施設編-」を参照ください。
183	21	3	3	(3)	②	イ 導水管	導水管の埋設深度についても提案事項と考えてよろしいでしょうか。	場内埋設配管については土被りを600mm以上確保してください。
184	21	3	3	(3)	②	イ 導水管 a	イ導水管のaで、新設着水井までトンネル方式とした場合、導水管はさや管内配管ではなく、直接埋設としても宜しいでしょうか。	事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
185	21	3	3	(3)	②	イ 導水管 a	イ 導水管のaで、新設着水井までトンネル方式とした場合、導水管はさや管内配管ではなく、直接埋設でも宜しいでしょうか。	N0. 184を参照
186	21	3	3	(3)	③	ア 着水井	排泥池の上澄水については、「返送の対象外」、「排水池経由での返送」、「提案事項」なのか、考え方があればご教示いただけないでしょうか。	排泥池に流入した汚泥は全て河頭排水処理場へ送泥してください。
187	22	3	3	(3)	③	浄水施設設計	着水井、活性炭接触池、薬品混和池、フロック形成池、沈でん池、急速ろ過池の上屋は、鉄筋コンクリート造との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	22	3	3	(3)	③	ア 着水井 イ 活性炭接触池 ウ 薬品混和池 エ フロック形成池 オ 沈でん池	「池数は事業者提案とするが予備系列等を確保すること」とありますが、予備系列確保の考え方として、着水井、活性炭接触池、薬品混和池、フロック形成池、沈でん池については、1池が清掃や設備更新等で休止した場合に、それぞれ残りの池数で計画浄水量に対して、要求水準書に記載の滞留時間を確保すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	22	3	3	(3)	③	ア 着水井 i	「i 石井手取水場、小野取水場からの導水は別紙3に示すように着水井内で整流壁にて囲い、河頭取水口からの導水とは別にサンプリングが可能な構造とすること。」とありますが、着水1（石井手取水場＋小野取水場からの原水）と着水2（既存沈砂池＋石井手取水場＋小野取水場からの原水）を個別にサンプリングする目的が達成できれば、着水井の構造は別紙3と異なっても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	サンプリングについてはご理解のとおりですが、河頭取水口、石井手取水場、小野取水場から流入する原水を確実に混和できる構造としてください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
190	22	3	3	(3)	③	ア 着水井 i	石井手取水場、小野取水場からの導水は別紙 3 に示すように着水井内で整流壁にて囲い・ ・ ・ とあります。河頭導水とは別にサンプリング（導水配管から分岐等）が出来れば、整流壁は必須ではないと考えて宜しいでしょうか。また、石井出と小野取水場から1本の導水管で新設着水井に流入する場合、石井出と小野取水場はそれぞれ水質測定されていると考えて宜しいでしょうか。	前段については、河頭取水口、石井手取水場、小野取水場から流入する原水を確実に混和できる構造としてください。 後段については、現在は各取水場では水質測定は行っていません。
191	22	3	3	(3)	③	イ 活性炭接触池、以降全て	「e 池内に設備を設置する場合は耐震性のあるものとする」と記載がありますが、設備設置の無い施設において耐震設計を推奨する場合は局との協議が必要でしょうか。	質問の意図を図りかねますが、設備の設置がない施設において設備の耐震性は不要です。
192	22	3	3	(3)	③	ウ 薬品混和池 d	注入目的を逸脱せず、必要な機能は確保することを前提として、薬品混和池以外の場所に注入点を変更することは認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	22	3	3	(3)	③	エ フロック形成池 d	攪拌方法は、「原水の水質変動や流量変動へ柔軟に対応して確実な混和ができること」とあります。提案方法がそれらの変動に対して、適正に使用できることを、定性的な回答で承認頂けますか。それとも、実証実験など、何らかの定量的・実験的な根拠が必要となりますか。	容量計算や実証実験の結果、実績等の根拠をお示しください。
194	22	3	3	(3)	③	エ フロック形成池 d	「攪拌方法は事業者提案」とありますが、水量・水質変動への対応（攪拌強度の変更）が必須であり、容易かつ盤面での操作が可能であることが要求事項と理解してよろしいでしょうか。	前段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データ等から設定した水量・水質変動に対応できることとしてください。 後段については、機械式の攪拌方法を採用する場合はご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
195	22	3	3	(3)	③	エ フロック形成 池 d	「攪拌方法は事業者提案とする」とありますが、 が、原水の水質変動や流量変動への柔軟な対応 とは、攪拌強度の変更が容易に可能であり、かつ 盤面での操作が可能であることが要求事項と いう理解でよろしいでしょうか。	NO. 194を参照
196	22	3	3	(3)	③	エ フロック形成 池 d	「攪拌方法は事業者提案」とありますが、水 量・水質変動への対応（攪拌強度の変更）が必 須であり、容易かつ盤面での操作が可能である ことが要求事項と理解してよろしいでしょ うか。	NO. 194を参照
197	23	3	3	(3)	③	オ 沈でん池 e	池内に設備を設置する場合は耐震性のあるもの とすることとありますが、傾斜板でも傾斜管で も耐震性があれば提案しても良いとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	23	3	3	(3)	③	カ 急速ろ過池 b	多層式ろ過とありますが、ろ層の構成、ろ層の 材料については事業者提案との理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
199	23	3	3	(3)	③	カ 急速ろ過池 c	1池洗浄、1池予備とした残りの池で計画浄水量 を満足することとあります。1池洗浄とは1日中 停止する訳ではないため、1池洗浄後の運用時間 は、計画浄水量の運用池と考えて宜しいでしょ うか。 例：計10池-1池洗浄（1時間/池×10池）-1池予 備＝8.58池	ご理解のとおりです。
200	23	3	3	(3)	③	カ 急速ろ過池 c	1池洗浄、1池予備とした残りの池で計画浄水量 を満足することとあります。1池洗浄とは1日中 停止する訳ではないため、1池洗浄後の運用時間 は、計画浄水量の運用池と考えて宜しいでしょ うか。 例：計10池-1池洗浄（1時間/池×10池）-1池予 備＝8.58池	NO. 199を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
201	23	3	3	(3)	③	力 急速ろ過池 c	「池数は事業者提案とするが、～1池洗浄、1池予備とした残りの池で計画浄水量を満足すること」とありますが、洗浄が終了した池で浄水処理をした場合、その処理水は計画浄水量に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	NO. 199を参照
202	23	3	3	(3)	③	力 急速ろ過池 c	「池数は事業者提案とするが、・・・1池洗浄、1池予備とした残りの池で計画浄水量を満足すること」とありますが、「残りの池で計画浄水場を満足する」とは、1池洗浄、1池予備とした（2池が休止の場合に）残りの池数で計画浄水量を処理する場合のろ過速度が240m/日以下であれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	23	3	3	(3)	③	力 急速ろ過池 h	ろ過濁度等の測定は、各池切替も可と考えて宜しいでしょうか。	表3-3に記載されている計器のうち、「各池」と記載されているものは各ろ過池ごとに設置してください。
204	23	3	3	(3)	③	力 急速ろ過池 h	1池ごとのろ過濁度測定については、配管切り替えによる測定でもよろしいでしょうか。	NO. 203を参照
205	23	3	3	(3)	③	キ 浄水池 b	予備系列は不要とのことなので、1池清掃・補修時の滞留時間は1時間未満となってもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	23	3	3	(3)	③	キ 浄水池 c	「池数は事業者提案とするが予備系列は必要としない」とありますが、例えば2池とした場合、2池で滞留時間を1時間以上確保すれば良く、1池が清掃や補修等で休止した場合には、滞留時間が半分になっても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	24	3	3	(3)	③	ク 洗浄排水池 a	排泥池とともに「密閉構造」とありますが、これは降灰対策が目的と考えて良いでしょうか。それ以外の理由であればご教示ただけないでしょうか。	洗浄排水池への流入水は着水井へ返送するため、火山灰等の混入やテロ行為により浄水処理に支障を及ぼすことを懸念して密閉構造としています。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
208	24	3	3	(3)	③	ケ 排泥池 d	既設河頭排水処理場調整槽への送水の送水量調整のための貯留設備が必須と考えて良いでしょうか。（排泥ポンプでの直送は不可でしょうか。）	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、排泥ポンプでの直送は不可とします。
209	24	3	3	(3)	③	コ 排水ピット	床排水には油分を含む可能性があります、下水道放流などしなくてもよいですか。	要求水準書（案）のとおりとします。
210	24	3	3	(3)	③	コ 排水ピット	排水ピットを設けずに、洗浄排水池に各池のドレン排水や管廊内の床排水、オーバーフローを受け入れることは認められるでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
211	24	3	3	(3)	③	コ 排水ピット	他水槽と異なり池数に関しての記載がありませんが、他と同様に提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	排水ピットの池数は事業者提案とします。
212	24	3	3	(3)	③	サ 返送ポンプ a	2台同時運転した場合に最大取水量の15%以下になるようポンプを選定するという理解でよろしいでしょうか。	常用1台単独運転で15%以下となる能力としてください。
213	24	3	3	(3)	③	ス 排水ポンプ a	排水ポンプから河頭排水処理場へ送る移送流量（瞬時流量）の制約があればご教示ください。また、既存仕様のポンプの記載がありますが、このポンプの設置場所と送水先もご教示ください。	前段については、既存排水ポンプの能力程度としてください。 後段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H6)河頭浄水場排水ポンプ設備工事」等を参照ください。
214	24	3	3	(3)	③	ス 排水ポンプ b	「すみやかに送水できる能力」とありますが、すみやかには何時間程度を想定されていますか。	3時間を想定しています。
215	25	3	3	(3)	③	セ サンプリングポンプ c	既存管理本館へ送る着水1、着水2、ろ水について、管内流速1.0m/秒以上は適用範囲外と考えて宜しいでしょうか。	既存管理本館へ送る着水1、着水2、ろ水についても管内流速は1.0m/秒以上としてください。
216	26	3	3	(3)	④	薬品注入設備設計	各薬品貯蔵槽の容量に関して、薬品貯蔵槽の合計容量が計画浄水量に対して平均注入率で当該日数分以上となるように設定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
217	26	3	3	(3)	④	薬品注入設備設計	既設浄水場で使用している各薬品の最短受入頻度についてご教示いただけないでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「薬品受入データ（2018～2023）」等を参照ください。
218	26	3	3	(3)	④	薬品注入設備設計	最小浄水量を設定いただけないでしょうか。ご設定がない場合、薬品注入設備の最小注入量は、「計画浄水量×最小薬品注入率」と考えてよろしいでしょうか。	最小浄水量は実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDに示す日報データ等から事業者にて設定してください。
219	26	3	3	(3)	④	薬品注入設備設計	凝集剤、アルカリ剤、酸剤、活性炭、次亜塩素酸ナトリウムの容量（貯留日数）はタンクの総数で満たせていけばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	26	3	3	(3)	④	ア 共通事項 i	防液堤内容量は、提案事項と考えてよろしいでしょうか。	防液堤内に設置する貯蔵槽 1 槽分以上の容量としてください。
221	26	3	3	(3)	④	イ 凝集用薬品注入設備 a	高塩基度仕様とありますが、具体的には塩基度 60%程度でしょうか。それとも 70%程度でしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「2023 下半期浄水薬品購入仕様書（抜粋）」等を参照ください。
222	26	3	3	(3)	④	才 活性炭注入設備	活性炭注入設備について、要求水準書では機械電気棟内に設置するもの想定されていると思われます。維持管理に配慮し、着水に近い場所として設置するため、単独の建物とすることは可能でしょうか。また上記が可能な場合は、新設の酸剤注入設備、既存の活性炭注入設備と同様に、建屋は鉄骨造として階段は屋根まで設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段については、単独の建物とすることは可能です。後段については、鉄筋コンクリート造としてください。
223	26	3	3	(3)	④	才 活性炭注入設備	上屋は既設同様、S造と考えて宜しいでしょうか。	鉄筋コンクリート造としてください。
224	26	3	3	(3)	④	才 活性炭注入設備 g	「注入状況が目視で確認できること」とありますが、パイプ注入は不可という考え方で良いでしょうか。	ご理解のとおり注入点での注入状況が目視できないことから、パイプラインへの圧入は不可とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
225	27	3	3	(3)	⑤	ア 送水ポンプ	「a 石井手配水池、河頭配水池それぞれに送水」について、水量が同一で揚程が16.6m程度の違いはありますが、運用・送水頻度によっては同一ポンプでの運用も考えられます。ポンプは共用することは可能と判断して良いでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、ポンプ構成は石井手配水池向け(16.7 m ³ /分)を常用2 台、予備1 台の計 3 台、河頭配水池向け(16.7 m ³ /分)を常用2 台、予備1 台の計3 台の合計6 台としてください。
226	27	3	3	(3)	⑤	ア 送水ポンプ	「原則として石井手配水池、河頭配水池それぞれに計画水量（69,400m ³ /日）全量を送水できること」とありますが、それぞれ常用機の2台（16.7m ³ /min×2台×60×24＝48,096m ³ /日）では全量を送水できません。計画水量全量を送水する場合は、予備機も含めて3台を稼働させるという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	27	3	3	(3)	⑤	ア 送水ポンプ	「b 制御方法は原則として台数制御」とありますが、原則外となる場合はVVVF制御での提案も考えられますが、この原則外の必要性の判断を行うための水量配分に対する考え方があればご教示いただけないでしょうか。	配水池水位による台数制御を想定しています。
228	27	3	3	(3)	⑤	ア 送水ポンプ	「ウォーターハンマに対して、十分な検討を行うこと」とあります。検討を行うため、既存の河頭配水池向け送水管、及び石井手配水池向け送水管の管路縦断図を提示願えないでしょうか。	送水管及び導水管については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H17)河頭浄水場送配水管布設工事（その1）」、「(H18)河頭浄水場送配水管布設工事（その2）」等を参照ください。
229	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊	連絡用通路兼管廊トンネルの線形（縦断勾配、平面曲線半径など）に制限がありましたらご教示ください。	維持管理に支障がなく、局用地内であれば制限はありません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
230	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊 a	想定浸水深が、TP+20.9mという記載と、21.54mという記載がありますが、20.9mという理解でよいでしょうか。また入口の高さを21.54m以上と考えると、市道五反田線からに進入は困難ですが、裏の管理用道路からの進入としてよいでしょうか。	前段については、更新用地側にあつてはTP+20.9m、既存浄水場側にあつては21.54mとなります。 後段については、場内へは市道五反田線からの進入を原則としますが、既存道路の擦りつけに必要な範囲は浸水想定深以上とする必要はありません。ただし、門扉などの施設は浸水想定深以上の箇所に設置してください。
231	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊 a	既存浄水場側入口は想定浸水深（T.P. =+21.54m）以上とありますが、P19(3)①エでは、20.9mとの記載があります。場所によって浸水深が異なる理由をご教示ください。	更新用地側にあつてはTP+20.9m、既存浄水場側にあつては21.54mとなります。
232	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊 a	既存浄水場側入口はTP+21.54m以上と記載されていますが、この要求高さは通路歩行面の高さとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊 b	連絡用通路兼管廊は場外（フェンス外）に出ることなくスムーズに移動できること、と記載されています。撤去設備の石井手原水調整槽に管廊出入口を設けた場合、調整槽は場外に位置しますので、要求を満たさない、との理解で宜しいでしょうか。	現況の土地利用形態であればご理解のとおりです。 要求水準書（案）に記載のとおり、場外（フェンス外）に出ることなくスムーズに移動することができれば要求水準を満足します。
234	28	3	3	(3)	⑥	イ 連絡用通路兼管廊 b	連絡用通路兼管廊は場外（フェンス外）に出ることなくスムーズに移動できること、と記載されています。撤去設備の石井手原水調整槽に管廊出入口を設けた場合、調整槽は場外に位置しますので、要求を満たさない、との理解で宜しいでしょうか。	N0. 233を参照
235	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 a	外構施設（a）について、「正門付近には警備員詰所を設置可能なスペースを確保すること」との記載がありますが、局側が必要と考えているスペースを提示ください。	既設同等として4m×3m程度のスペースを確保してください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
236	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 a	外構施設（a）について、「正門付近には警備員詰所を設置可能なスペースを確保すること」と記載がありますが、局側が必要と想定する形状と寸法を提示ください。	N0. 235を参照
237	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 a	スペースの確保のみと考えますが、スペースだけでなく建築物が必要な場合、室の大きさは何名程度を想定すれば良いでしょうか。	N0. 235を参照
238	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 a	スペースの確保のみと考えますが、スペースだけでなく建築物が必要な場合は、便所の設置が必要でしょうか。	N0. 235を参照
239	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 e	更新用地（整備対象施設）の周囲はすべてフェンスで囲うこと、と記載されていますが、山間部の更新用地（実施方針P25図4-1）についてもフェンスで囲うとの理解で宜しいでしょうか。	原則として山間部にフェンス設置は不要ですが、施設を設置する場合は必要です。
240	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 e	更新用地（整備対象施設）の周囲はすべてフェンスで囲うこと、と記載されていますが、山間部の更新用地（実施方針P25図4-1）についてもフェンスで囲うとの理解で宜しいでしょうか。	N0. 239を参照
241	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 e	フェンスの高さを1.8m以上とするとありますが、敷地全体をT. P=+20. 90m以上とするため敷地外から1.8m以上の高さとなることが想定されます。この場合擁壁が登れない構造であればフェンスの高さは1.2m程度考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、フェンスの高さは1.8m以上としてください。
242	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 f	外構施設（f）について、正門付近の緑化において植物の種類・寸法に制限がありますでしょうか。	管理のしやすい低木等を想定しています。
243	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 f	外構施設（f）について、正門付近の緑化において選定できない植物の種類、樹種等はございますでしょうか。また、高さや幹回りで制限がありますか？	N0. 242を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
244	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 f	fに「幹線道路に接する正門」と記載があります。正門の位置は市道五反田線（別紙6）に接することが条件でしょうか。事業者の提案で別の箇所とすることは可能でしょうか。	場内へは市道五反田線からの進入を原則とします。
245	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 g	場内に入場後バックや切り返しをせずに前進のみで退場できるものとする。と記載されていますが、大型バスが見学者を降ろしたあと、駐車場に止める際もバック、切り返しは認められないとの理解で宜しいでしょうか。	駐車場でのバックや切り返しは認めます。
246	29	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 g	新設浄水場内に大型バスの駐車場の確保が困難な場合、新設浄水場内には車寄せのみを設け、大型バスは既設浄水場内に駐車させる（見学者を新設浄水場で降車させて、見学中は既設浄水場内で待機、見学終了後に新設浄水場へ移動し乗車させる）ことは認められるでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、大型バス、タンクローリー車などの長期間の駐車が見込まれる場所は、専用の駐車場所を確保してください。
247	28	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 h	表3-1に車両一覧が記載されています。場内の場所ごとに指定される舗装の設計輪荷重をご教示ください。	表3-1に記載された車両規格から各車両の通行ルートに応じて適切な設計輪荷重を設定してください。
248	29	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 j	管理用道路の線形変更等が必要な場合は、通行に支障がない範囲で認めるとの記載があります。民地の境界は変更できないものと思われます。変更可能不可の位置を明確にしたもの、およびそのCADデータをいただけますでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「測量図（犬迫町1326-1, 2, 13, 1322-1）①」等を参照ください。ただし、一部については境界確定作業中であるため、完了しだい追加資料とし提供します。
249	29	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 j	jの管理用通路（別紙6）で、北西側は同一道路に里道の記載があります。この部分は対象外と考えてよろしいでしょうか。	原則対象外となりますが、管理用道路と一体となっているため、管理用道路と合わせた整備が必要となる可能性はあります。
250	29	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 K	二輪車は自転車とバイクどちらを示していますか。	二輪車はバイクを想定しています。
251	30	3	3	(3)	⑥	ウ 外構施設 0	圧送管の圧力など、接続の検討に必要な条件を提示して下さい。	N0. 99を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
252	32	3	3	(3)	⑦	建築施設設計	建築施設設計に記載のある項目において、対象は要求水準書の1頁の「表1-1対象施設の建築施設」のみを対象という理解で宜しいでしょうか。異なる場合は対象施設を明確に提示いただけますでしょうか。	対象施設は提案内容によるため現時点で明示することが困難です。
253	30	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 l	階段に関する寸法は、原則として以下の寸法を満足すること。ただし、使用頻度が限られる階段で局が認めたものについては建築基準法に定める寸法を満たせばよいものとする。と記載がありますが、コストは入札前に提示しFIXすることから、この質疑回答で建築基準法に定める寸法の階段の具体的な場所を明示願います。	建築計画に係る提案内容により例外的に認める可能性があるものであり、具体的な場所は示せません。
254	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 n	酸剤注入設備の上屋を除き、屋上へ通ずる階段を設置することと記載がありますが、小規模な活性炭接触池、発電機棟にも背かご付きタラップでは不可で、屋上へ通ずる階段は必要という理解で宜しいでしょうか。	原則として要求水準書（案）に記載のとおりとしますが、屋上に設備設置の計画がない等の事由がある場合は技術的対話時に協議とします。
255	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 n	酸剤注入設備の上屋を除き、屋上へ通ずる階段を設置することと記載がありますが、小規模な活性炭接触池、発電機棟にも背かご付きタラップでは不可で、屋上へ通ずる階段は必要という理解で宜しいでしょうか。	N0. 254を参照
256	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 n	階段室からの屋上への侵入は扉の施錠で管理できますが、他に想定されている対策があればご教示いただけないでしょうか。	関係者以外の者が屋上へ侵入しないための対策であれば施錠以外の方法も可能です。
257	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 n	外部からの侵入（外壁を昇って侵入）も対策が必要でしょうか。	外壁を登っての侵入は想定していません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
258	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 o	落下事故等が発生しないよう、屋上や池等には手摺等を設けるなど安全対策を施すこと。と記載がありますが、意図は機器等のメンテナンスを行う箇所に手摺等の安全対策を意味し、降灰の清掃は清掃時の落下対策を行えば、手摺を強制するものではないと考えて宜しいでしょうか。	原則として手摺等の安全対策は必要ですが、屋上に設備設置の計画がない等の事由がある場合は技術的対話時に協議とします。
259	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 r	防虫網の取外しができるような工夫を行うという理解で良いでしょうか。	換気口を通じて小動物、昆虫及び雨水等の混入がないような工夫を行ってください。
260	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	クレーンの設置範囲は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えること。との記載がありますが、この移動区間の設定は事業者提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えることとありますが、移動する対象機器は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えることとありますが、移動する対象機器は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	N0. 262を参照
264	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	「機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えること」とありますが、移動する対象機器を事業者にて選定したうえで、クレーンの設置範囲は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
265	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	設備機器等の搬出入について、「設備機器等の搬出入に必要な開口部及び水平移動が可能なクレーン（レールは、原則としてステンレス製とする。）を設置すること。また、機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えること。」と記載がございましたが、電気室内の設備（例えば高圧受変電盤など）について、電気室内はクレーン以外の作業でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	「機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えること」とありますが、台車等を使用した横引きも認められるのでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり機器等の搬出入時は、移動区間を全てクレーン作業で行えるようにしてください。
267	31	3	3	(3)	⑦	ア 共通事項 s	レールは、原則としてステンレス製とありますが、水槽上部以外のレールはSS＋塗装でも宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、原則としてステンレス製同等以上としてください。
268	31	3	3	(3)	⑦	イ _a 浄水施設の上屋	見学時や清掃時等の通風・採光のため、地下部分を除き窓を設置すること。ただし、遮光性のあるアルミパネル等を使用すること。と記載がありますが、採光のためではあるが、アルミパネルと矛盾している感がありますが、採光が必要な場合は窓を開けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	31	3	3	(3)	⑦	イ _a 浄水施設の上屋	窓の障子にアルミパネルを使用し、通常は窓を閉じて採光を行わない状態として、見学、清掃時に開閉するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	31	3	3	(3)	⑦	イ _c 浄水施設の上屋	ろ材更生作業等とありますが、等とは他にどのような作業を想定されていますでしょうか。このスペースは室内ではなく、屋外に上屋と考えて宜しいでしょうか。	浄水処理設備のオーバーホールや更新等を想定しています。
271	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟	要求水準書に記載がある項目以外の什器備品は発注者様でご用意頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
272	32 ～ 33	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 (表3-2) a	多目的トイレは、男女別に設置が必要でしょうか。	事業者提案とします。
273	32 ～ 33	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 (表3-2) a	表3-2 必要書室一覧における休憩室・更衣室等について、貴局用と事業者用とで分ける事を検討しておりますが、分ける事業者提案は認めて頂けますでしょうか。	事業者提案とします。
274	32 ～ 33	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 (表3-2) a	表3-2 必要書室一覧について、工作室を設ける事を検討しておりますが、工作室を設ける事業者提案は認めて頂けますでしょうか。	事業者提案とします。
275	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 b	表3-2において電気室の必要面積は200m2と記載がございますが、不活性ガス消火設備（又はハロゲン化物消火設備）が設置不要な200㎡未満の電気室を複数室施設する配置としても宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
276	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 f	「3階以上の場合はEVを設けること」とありますが、2階以下の階数では不要という理解で宜しいのでしょうか。代わりとなる昇降機の設置、若しくは、車いす利用者は見学者のみの場合は見学者が利用する諸室を1階に集約してEV設置しない設計としても宜しいでしょうか。また、見学用窓を設置する設備は事業者側提案として宜しいでしょうか。	階数3以上の場合は、室の位置に関わらずエレベーターの設置が必要です。例えば地下1階、地上2階の場合は階数3に該当します。見学用窓についてはご理解のとおりです。
277	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 f	「3階以上の場合はEVを設けること」とありますが、2階以下の階数では不要という認識でよろしいでしょうか。代わりとなる昇降機の設置、または、車いす利用者は見学者のみの場合は見学者が利用する諸室を1階に集約してEV設置しない設計としてもよろしいでしょうか。また、見学用窓を設置する設備は事業者提案としてよろしいでしょうか。	N0. 276を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
278	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 f	階数3以上の場合は、エレベーターを設置の記載がありますが、地上の階数が3以上との理解で宜しいでしょうか。	例えば地下1階、地上2階の場合は階数3となりエレベーターの設置が必要です。
279	32	3	3	(3)	⑦	ウ 機械電気棟 f	電気室、サーバー室の要求事項に将来更新スペースを確保すること。（大・小会議室を将来更新スペースとして計画することも可）と記載がありますが、将来は大・小会議室がそれぞれ150㎡、30㎡より小さくなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	大・小会議室を将来更新スペースとして計画する場合、更新後においても大・小会議室はそれぞれ150㎡、30㎡の面積が必要となります。
280	33	3	3	(3)	⑦	エ 発電機棟 a	浄水施設とは別棟とすることとありますが、発電機棟と縁を切る形で宜しいでしょうか。	燃料等の侵入を防ぐため、浄水施設との一体構造は認められません。
281	33	3	3	(3)	⑦	エ 発電機棟 c	発電機棟周辺に非常用自家発電設備の将来更新時の仮設スペース等を確保することとありますが、発電機棟はそのまま流用と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	33	3	3	(3)	⑦	オ 酸剤注入設備の上屋 a	日除けと雨除けのための上屋を設けることとありますが、既設同様に貯蔵槽以外の機器に上屋をかけるイメージで宜しいでしょうか。	貯蔵槽等の機器も含めて上屋を設けてください。
283	33	3	3	(3)	⑦	カ c 建築付帯設備	プラント用と建築付帯用それぞれ計量とありますが、建築付帯用は機械電気棟で使用分、プラント用はそれ以外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	33	3	3	(3)	⑦	カ e 建築付帯設備	放送設備、電話設備及び自動火災報知設備などは、既存浄水場にある機器を確認し、設置場所や設置方法は設計業務時に局と協議し承諾を受けること。と記載がありますが、新設は、既存図から読み取れる情報と同様に計画することで宜しいでしょうか。また、それ以外は設計変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 放送設備、電話設備及び自動火災報知設備については、事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
285	33	3	3	(3)	⑦	カ e 建築付帯設備	放送設備は既存浄施設と連携したシステムを構築するか、新設のみの単体でシステムを構築するかご教示ください。	既存浄水場との連携は必要ありません。ただし、拡張性のあるものとしてください。
286	34	3	3	(3)	⑦	カ h 建築付帯設備	建築付帯設備の項目において、整備対象施設全体の避雷対策を行うことと記載がありますが、範囲は要求水準書の1頁の「表1-1対象施設の建築施設」のみを対象という理解で宜しいでしょうか。異なる場合は対象施設を明確に提示いただけますでしょうか。	対象設備は提案内容によるため現時点で明示することが困難です。
287	34	3	3	(3)	⑦	カ h 建築付帯設備	「整備対象施設全体の避雷対策を行うこと。」と記載がございますが、建築基準法上、該当する構造物（高さ20m以上）について、避雷設備を設置するという理解で宜しいでしょうか。	一般社団法人公共建築協会発行の「建築設備計画基準」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」等に基づき、避雷設備を設置してください。
288	34	3	3	(3)	⑧	イ 非常用自家発電設備 d	「燃料は調達の容易なものを選定すること。」と記載がございますが、既設浄水場で選定されてる燃料をご教示願います。	特A重油となります。
289	34	3	3	(3)	⑧	イ 非常用自家発電設備 e	燃料タンクについて、地下タンク／地上据付タンク（災害対策検討を踏まえ）どちらの用途でも良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	34	3	3	(3)	⑧	イ 非常用自家発電設備 h	「設置に際し、消防局等関係機関との協議を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時に所轄消防署と事前協議を行っても宜しいでしょうか。	N0.11を参照
291	34	3	3	(3)	⑧	イ 非常用自家発電設備 h	「設置に際し、消防局等関係機関との協議を行うこと。」と記載がございますが、ご提案時は消防局等関係機関と事前協議を行うことが不可の場合、ご契約後に消防局等関係機関からの指導事項へ対応は、追加精算対象として設計変更協議を行って頂けるという理解で宜しいでしょうか。	N0.11を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
292	34	3	3	(3)	⑧	イ 非常用自家発電設備 k	「燃料配管はピット内へ露出にて布設し、適切な支持を行うこと。また、漏洩検知が早期に可能な構造とすること。」と記載がございますが、漏洩検知についての記載は地下燃料タンクの漏洩検知という理解で宜しいでしょうか。	燃料タンク以外からの漏洩も検知出来る仕組みとしてください。
293	35	3	3	(3)	⑧	ウ 再生可能エネルギーに関して b	「太陽光発電設備を設置すること。設置場所は原則として屋上」との記載がございますが、『設置場所や太陽光発電で最低限必要な出力容量』は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	設置場所は事業者提案とします。再生可能エネルギーとして最低限必要な出力は297kW以上です。
294	35	3	3	(3)	⑧	ウ 再生可能エネルギーに関して h	「見学者向けの表示装置等を設置すること」とありますが、太陽光発電設備の説明用という理解でよろしいでしょうか。	再生可能エネルギー設備の説明用となります。
295	35	3	3	(3)	⑧	オ 負荷設備 b	【導水ポンプ盤へ更新すること】とは、導水ポンプの更新によって発生する既存設備への機能増設等も含まれるでしょうか。	既存設備の機能増設は水道局発注のため、内容については協議によります。
296	35	3	3	(3)	⑧	オ 負荷設備 b	「導水ポンプ盤へ更新すること。」とありますが、導水ポンプの更新によって発生する既存設備への機能増設等(例：監視制御設備の信号項目追加・修正等)は本項に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	既存設備の機能増設は水道局発注のため、内容については協議によります。
297	35	3	3	(3)	⑧	オ 負荷設備 b	「既存取水ポンプ盤及びケーブル類は撤去すること。」と記載がございますが、撤去に伴う監視設備の機能増設は本事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	35	3	3	(3)	⑧	カ 計装設備 a	「計装設備の精度は既存浄水場同等以上」とあります。既存浄水場の各計装設備の精度を教示願えないでしょうか。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「既設計装機器一覧（参考）」等を参照ください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
299	35	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 b	「導水流量計は電磁式とすること。その他の流量計は、原則として口径 300mm以下を電磁式、口径 300mm を超えるものは超音波式とすること。ただし、口径300mm を超えるもので直管延長が確保できない等の理由がある場合は電磁式も認める」との記載がございますが、口径300mm以下で、直管延長が確保できない等の理由がある場合は超音波式も認めるという理解で宜しいでしょうか。	電磁式を基本としますが、詳細については協議によります。
300	35	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 d	「d 各池の水位計は投込圧力式、薬品タンク液位計は電波式とすること」とあります。床排水ピットや着水井等の水位計のように、床排水ポンプやサンプリングポンプのON/OFFの目的で設置される水位計に関しては、水位の計測（アナログ信号発信タイプの水位計）は不要で、電極式レベルスイッチを採用できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	着水井1、着水井2の計測項目として、前々次垂注入量は不要でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 前々次垂注入量も計測してください。
302	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	着水井でのUV計測は、着水井2のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	活性炭接触池で水温を計測する「混和水」の定義をご教示ください。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 混和水水温は混和池にて計測ください。
304	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、設置場所：活性炭接触池の計測項目に混和水水温とありますが、混和水水温は混和池に設置し計測するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
305	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	活性炭接触池で計測する、「スラリー濃度」と「スラリー注入濃度」の定義・違いをご教示ください。	「スラリー濃度」＝「計測値」、「スラリー注入濃度」＝「設定値」と使い分けています。
306	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、 設置場所：活性炭接触池の計測項目に活性炭注入量がありますが、活性炭注入量はスラリー注入濃度（スラリー濃度）とスラリー注入量から演算で求めた値（活性炭注入量＝スラリー濃度×スラリー注入量）を計測値とすることで、活性炭注入量を個別に計測する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、 設置場所：活性炭接触池の計測項目に活性炭注入量とスラリー注入量がありますが、両者の違いは何でしょうか。	N0. 306を参照
308	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、 設置場所：活性炭接触池の計測項目にスラリー濃度とスラリー注入濃度がありますが、前者は溶解槽内、後者は注入配管内の活性炭スラリー濃度ということでしょうか。 その場合、基本的に両者は同じ濃度と考えられますので、計測項目を溶解槽内の活性炭スラリー濃度だけにすることは認められるでしょうか。	前段については、N0. 305を参照ください。 後段については、ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。表3-3より「スラリー注入濃度」は削除します。
309	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	混和池の計測項目として「後次垂注入量」は、誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。表3-3より混和池の「後次垂注入量」は削除します。
310	36	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、 設置場所：混和池の計測項目に後次垂注入量とありますが、間違いではないでしょうか。	N0. 309を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
311	37	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	表3-3 計装項目一覧に関して、 設置場所：原水渠の計測項目に原水渠水位とありますが、急速ろ過池の原水渠の水位が変動しないろ過方式を提案する場合には、水位計の設置及び計測は不要と考えますが宜しいでしょうか。	ろ過方式の提案内容により、計測機器は必要な個所に設置することとしてください。
312	37	3	3	(3)	⑧	力 計装設備 a (表3-3)	備考に（各池）と記載がない計測項目に関しては、各池の計測は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	37	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (a)	【整備対象施設の一元的な監視・操作・制御ができるシステム構築を行うこと】について、制御機能を水道標準PF上に回路を構築した場合、容量が膨大となり水道標準PFの金額も高価になるため、ランニングコストを抑制するため、浄水場側のシステムにて制御回路の構築を基本としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	37	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (a)	「整備対象施設の一元的な監視・操作・制御ができるシステム構築を行うこと。」とありますが、制御機能を水道標準PF上に回路を構築してしまうと使用する容量が膨大となり、水道標準PFの金額も高価になる事が予想されます。ランニングコスト低減の観点から、浄水場側のシステムにて制御回路を構築すると考えてよろしいでしょうか。	N0. 313を参照
315	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (d)	「～エンジニアリング機能等の内容は事業者提案とする」と記載がございます。前段で記載の「監視操作に関わる各種設定、名称変更及び仮設信号の取込等を想定」は例であり、要求水準ではないとの理解で宜しいでしょうか。	記載しているのは例であり、要求水準ではありません。 ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
316	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (e)	「PLC 等については、原則として汎用機器を採用。汎用機器とは、その製造メーカーの独占販売ルートに限らず一般流通され、特定の業者以外でもそのエンジニアリング及びメンテナンス行為を実施できる」との記載がございますが、公平性の観点も考慮し、PLCの汎用機器採用に関して、製造メーカーのPLCに縛りを与えず、一定数の納入台数が認められるPLCは、どこのメーカーのPLC納入も認めて貰えるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
317	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (h)	「必要なウイルス対策を実施すること。」と記載がございますが、必要なウイルス対策は貴局にて特定の最低基準等は設けず、事業者提案によるものという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）P38 （i）に記載のとおりです。
318	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (i)	「水道標準PFのセキュリティ要件及び鹿児島市の情報セキュリティに関する規則等を遵守すること。また、規則等を遵守するための局の指示に従うこと」と記載がございますが、「鹿児島市の情報セキュリティに関する規則等」の具体的な規則についてご教示願います。	「鹿児島市の情報セキュリティに関する規則等」は公開不可のため、契約後に局が指示します。
319	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 c 監視操作 機能 (a)	「以下に示す画面から運転停止や設定値変更等の監視操作ができること。（系統監視画面、トレンド監視画面、発生中警報画面、機器操作画面、設定制御画面、警報履歴画面、状態履歴画面、操作履歴画面、帳票画面、計測値一覧画面、積算値一覧画面、稼働実績画面等）」と記載がございますが、（）内の画面は例であり、詳細仕様は選定業者決定後の基本設計／詳細設計にて協議する形と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 画面構成が完全に一致する必要はありません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
320	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 c 監視操作 機能 (a)	「以下に示す画面から運転停止や設定値変更等の監視操作ができること。（系統監視画面、トレンド監視画面、発生中警報画面、機器操作画面、設定制御画面、警報履歴画面、状態履歴画面、操作履歴画面、帳票画面、計測値一覧画面、積算値一覧画面、稼働実績画面等）」と記載がございますが、稼働実績画面とは機器の運転時間等を表示する画面という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 c 監視操作 機能 (b)	「薬品注入率等の演算機能を有すること」と記載がございますが、水道標準PF側との通信回線が切れた場合も運転継続する必要があるため、薬品注入率制御自体はPLC側で行い、注入率等の目標値設定のみ監視操作AP側で行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (g)	【遠隔（リモート操作）による簡易な保守点検を可能とする】で想定されている内容をご教示ください。	デモ信号の送信等を想定しております。
323	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (g)	「遠隔（リモート操作）による簡易な保守点検を可能とする」とは、どのような保守点検の内容を想定されていますでしょうか。想定されている内容をご提示いただきたいです。	N0. 322を参照
324	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (i)	鹿児島市（水道局）における情報セキュリティに関する規則等をご教示ください。	N0. 318を参照
325	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 a 基本事項 (i)	鹿児島市様の情報セキュリティに関する規則等をご提示いただけないでしょうか。	N0. 318を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
326	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 b 監視操作AP (d)	トレンドデータの保存は浄水場側システムでの保存対応で問題ないでしょうか。	PF側となります。浄水場側システムの保守用端末にて、過去30日以上保存も必要です。
327	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 b 監視操作AP (d)	トレンドデータの保存について、浄水場側のシステムで保存対応すると考えてよろしいでしょうか。（1秒間データ10日分、1分間データ4年分、1年間データ10年分）	NO. 326を参照
328	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 c 監視操作機能 (b)	薬品注入率等の演算機能は、浄水場側のシステムで実現すると考えてよろしいでしょうか。（質問No.195と同意）	提案内容により必要となる演算機能は浄水場側のシステムで実現してください。
329	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (a)	帳票の自動印刷は浄水場側のシステムでの実施で問題ないでしょうか。	事業者提案としますが、各監視操作端末から設定が可能で、任意のプリンタにて印刷可能なものを構築してください。
330	38	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (a)	水道標準PFのアプリでは、日報、月報及び年報の印刷はファイルダウンロード後に印刷する手順となります。帳票の自動印刷は浄水場側のシステムにて実施する考えでもよろしいでしょうか。	NO. 329を参照
331	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (b)	【計測データと演算式により算出したデータを表示できること】は、浄水場側システムでの実現と考えるとよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
332	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (b)	計測データと演算式により蚕室下データの表示は、浄水場側のシステムで実現すると考えてよろしいでしょうか。	NO. 331を参照
333	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (c)	帳票の保存は浄水場側システムでの保存対応で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
334	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 e 帳票 (c)	帳票の保存について、浄水場側システムで保存 対応すると考えてよろしいでしょうか。	NO. 333を参照
335	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 f 水道標準 PFの設定 (c)	「監視操作 AP で利用するデータ（加工値を含 む）は、冗長化すること。不具合が発生した場 合においてもデータを喪失することがなく、かつ 監視操作に支障がないようにすること」と記 載がございますが、保守用端末側でもデータを 保存し冗長化を図るという理解で宜しいでしょ うか。なお、加工されたデータとは何を指して いるかご教示願います。	PF側での冗長化を意味します。 加工値とは、演算データや入力による代替値な どを指します。
336	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 f 水道標準 PFの設定 (d)	「水道標準PF に登録・蓄積された監視操作項目 情報は、水道標準PF の データ抽出サービスに より、CSV 形式でデータを取得できること。」 と記載がございますが、監視操作APの機能にて 実現することにもご了承頂けますでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。 監視操作APの機能実現は事業者提案となりま す。
337	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 g 水道標準PFへの 接続回線 (b)	【バックアップ手段としてプラットフォーマー が提供するLTEモバイル回線（閉域網）を有する ものとし、回線異常時及び復旧時には、自動で 切り替わること】は、水道標準PFが提供可能な 機能を使用することという意味でしょうか。	プラットフォーマーが提供する通信網の機能を 使用するという意味です。
338	39	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 g 水道標準PFへの 接続回線 (b)	「バックアップ手段としてプラットフォーマー が提供するLTEモバイル回線（閉域網）を有する ものとし、回線異常時及び復旧時には、自動で 切り替わること。」とありますが、本機能は水 道標準PFが提供可能な機能を使用することであ ると理解してよろしいでしょうか。	NO. 337を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
339	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 j 監視操作 端末	標準的なブラウザで監視操作できることとし、ベンダー依存のソフトウェアは使用しないこと。」と記載がございますが、ここでのソフトウェアとはあくまでも監視操作端末内のブラウザに関するソフトウェアの事であり、監視操作AP側のソフトウェアは対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 k 監視操作 端末 (a)	「監視操作に十分な容量及び能力を有する汎用デスクトップ型パソコン（Windows 系 OS（最新版））を、既存管理室及びサーバー室に各 2 台以上設置すること。」と記載がございますが、監視操作端末に採用するOSは事前に動作確認・検証を実施した上で選定する必要があります。Windows系OSはMicrosoft側のタイミングで最新版が発売されるため、民間事業者がOSを最新版で対応することに若干のズレが生じ、常に最新版に対応することは困難と考えます。民間事業者もOSを最新版で対応するよう善処していきますので、「OS は設計業務時に局と協議し承諾を受けること。」との理解と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 k 監視操作 端末 (d)	「保守用端末のクライアント機能を有すること。」と記載がございますが、システム的には監視操作端末は監視操作APサーバのクライアントという位置づけになります。ここで記載の「クライアント機能を有すること」とは、保守用端末でも監視操作端末同様（一部画面仕様の相違は許容される）の機能を有し、データ保存も行うという理解で宜しいでしょうか。もし、上記認識と違う場合、具体的なクライアント機能についてご教示願います。	APサーバのクライアントという位置付けはご理解のとおりです。 標準PF停止時は、保守用端末で監視操作を行います。その際は、監視操作端末は、保守用端末のクライアントという位置付けになります。保守用端末でデータ保存も行います。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
342	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 l タブレッ ト端末 (b)	「OS は設計業務時に局と協議し承諾を受けること。」と記載がございますが、民間事業者は採用するOSは事前に動作確認・検証を実施した上で選定する必要があります。Windows系OSはMicrosoft側のタイミングで最新版が発売されるため、民間事業者がOSを最新版で対応することには若干のズレが生じ、常に最新版に対応することは困難と考えます。民間事業者もOSを最新版で対応するよう善処していきますので、常に最新版に対応することが困難であることをご了承承頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 m 保守用端 末	事業者提案のシステム構成でゲートウェイ装置との信号授受をPLC経由ではなく保守用端末経由で実施する構成はご了承承頂けますでしょうか。その場合、堅牢化を考慮し保守用端末を冗長化することをご了承承頂けますでしょうか。	事業者提案とします。
344	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 m 保守用端 末 (b)	「OS は設計業務時に局と協議し承諾を受けること。」と記載がございますが、民間事業者は採用するOSは事前に動作確認・検証を実施した上で選定する必要があります。Windows系OSはMicrosoft側のタイミングで最新版が発売されるため、民間事業者がOSを最新版で対応することには若干のズレが生じ、常に最新版に対応することは困難と考えます。民間事業者もOSを最新版で対応するよう善処していきますので、常に最新版に対応することが困難であることをご了承承頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 m 保守用端 末 (h)	「本保守用端末は冗長化しないものとする」と記載がございますが、これは端末手配を1台にするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
346	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 m 保守用端 末 (g)	「監視操作に必要な各種設定値等は、水道標準PFと相互に変更を反映し、常に同じ値とすること。」と記載がございますが、各種設定値とは制御等に使用する目標設定値、運転モード設定との理解で宜しいでしょうか。	事業者提案としますので、必要な機能を設けてください。
347	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 n プリンタ	水道標準PFの帳票・ハードコピーの印刷は、ブラウザの印刷機能での印刷で問題ないでしょうか。	監視操作APIにて構築ください。
348	40	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 n プリンタ	水道標準PFの帳票・ハードコピーの印刷はブラウザの印刷機能により印刷すると考えてよろしいでしょうか。	N0. 347を参照
349	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 o 場内機器 及び信号伝送 (b)	「(b) 信号の伝送は、I/O 及びオープンプロトコルの光通信（FL-net 等）とし、ベンダー依存のないものとする。」と記載がございます。別紙7システム構成図（案）では光ケーブルの記載と共に、オフライン回線と記載がございますが、光ケーブルにてFL-netを使用するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 オープンプロトコルの光通信であれば構いません。
350	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 o 場内機器及び信 号伝送	【信号の伝送は、オープンプロトコルの光通信（FL-NET等）とし、ベンダー依存のないものとする】と記載されていますが、設備機器の部品点数およびケーブル工量の低減を目的に、「コントローラ～各負荷設備間」においては、メーカー専用の伝送信号を使用しても問題ないでしょうか。	伝送信号はFL-NETとし、メーカー専用の伝送信号は使用しないでください。
351	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 o 場内機器及び信 号伝送	「信号の伝送は、オープンプロトコルの光通信（FL-NET等）とし、ベンダー依存のないものとする」とありますが、設備機器の部品点数の削減、ケーブル工量の低減を目的にコントローラ～各負荷設備間は、メーカー専用の伝送信号を使用してもよろしいでしょうか。	N0. 350を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
352	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 q システム へ信号取込	中継端子盤と伝送装置盤の信号授受がFL-net等の伝送となる場合、別途工事にて中継端子盤内にPLCが設けられるという理解で宜しいでしょうか。	別途工事では、中継端盤内の端子台にI/O信号として、既設信号の取り出しを予定しています。なお、端子台以降の信号伝送は本事業に含まれます。
353	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 q システム へ信号取込 (a)	q システムへ信号取込、表3-4 新システムへ取込信号一覧（想定）に関して、配水池水位として河頭1～3号及び石井手1、2号のアナログ信号が示されていますが、デジタル信号が示されていません。 河頭配水池向け及び石井手配水池向けの新設送水ポンプの運転ON/OFF及び運転台数を制御するための水位接点（デジタル信号）の取り込み（設定）は可能でしょうか。	ポンプ運転制御のデジタル信号はありません。
354	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 q システム へ信号取込 (b)	「上記信号の集約及び中継端子盤の設置は、別途工事とし局が発注する予定である。」と記載がございますが、本事業の事業者が決定後に既設メーカーと協議の上、別途工事が発注されるという理解で宜しいでしょうか。	別途工事は局が発注しますが、詳細なスケジュールは未定です。
355	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 q システム へ信号取込 (b)	「上記信号の集約及び中継端子盤の設置は、別途工事とし局が発注する予定である。」と記載がございますが、上記の別途工事以外にも既設メーカーの改造が発生する場合は、別途工事が発注されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御 設備 q システム へ信号取込 (b)	「上記信号の集約及び中継端子盤の設置は、別途工事とし局が発注する予定である。」と記載がございますが、中継端子盤（別途工事）から伝送装置盤（本事業範囲）までの伝送ケーブル布設は本事業範囲外という理解で宜しいでしょうか。	中継端子盤から伝送装置盤までの伝送ケーブルは本事業の範囲内です。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
357	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 q システムへ信号取込 (c)	「中継端子盤から、光ケーブルで整備対象施設へ信号伝送すること。」記載がございますが、光ケーブルについて同管理室内であるため距離を考慮して通常のLANケーブルやメタルケーブルでも宜しいでしょうか。光ケーブルにする理由がございましたらご教示願います。	中継端子盤は既存管理室付近であり、整備対象施設のサーバー室までは距離があるため光ケーブルでの伝送が必要です。
358	41	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	新浄水場以外の信号が必要となる場合、信号授受に伴う既設側の改造は別途工事との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	42	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	アナログ信号、デジタル信号の追加があった場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	信号一覧は想定であり、信号の増減に関しては設計変更の対象としません。
360	42	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	表3-4の信号項目に排水処理場の信号が含まれておりませんが、アナログ信号、デジタル信号の追加があった場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	N0. 359を参照
361	42	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	【*局との協議等により信号点数の追加が発生した場合は、事業者の責において対応すること】と記載されていますが、追加の信号点数はどの程度かご教示ください（上限のイメージを持たれている場合、アナログおよびデジタルで各々何点程度）。	N0. 359を参照
362	42	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	「*局との協議等により信号点数の追加が発生した場合は、事業者の責において対応すること」となっていますが信号点数の上限はアナログ、デジタルで各何点を想定しているのかご提示いただけないでしょうか。又、その点数を超えた場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	N0. 359を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
363	42	3	3	(3)	⑧	キ 集中監視制御設備 r 薬品注入演算用の水質	q システムへ信号取込、表3-4 新システムへ取込信号一覧（想定）に関して、空転防止水位として導水ポンプ井のデジタル信号が2点示されています。 2点とは、導水ポンプ井2池分の空転防止水位との理解で宜しいでしょうか。 また、導水ポンプのチャタリング防止のため、空転防止水位とは別途、運転開始のための水位（空転防止水位より高水位）の接点（デジタル信号）取り込み（設定）は可能でしょうか。	導水ポンプは手動運転のため、運転開始の接点は必要ありません。
364	42	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計	現在の見学者ルートを提示願います。	後日、追加資料を提示します。
365	42	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計	現段階での見学者ルート決まっているのであればご教示下さい。	事業者提案とします。
366	43	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計 力	「見学者対応の各種付帯設備（説明用の動画、パネル、パンフレット、鳥観パス、航空写真及び浄水場の模型など）を作成すること。」と記載がございますが、航空写真はドローン撮影によるものでも宜しいでしょうか。	航空写真はドローン撮影によるものを認めます。
367	43	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計 キ	バリアフリー箇所を明確にするため、見学者利用諸室のご指定があればご指示頂けないでしょうか。	事業者提案とします。
368	43	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計 キ	バリアフリー範囲を明確にするため、見学者利用諸室のご指定があればご指示お願い致します。	N0. 367を参照
369	43	3	3	(3)	⑨	見学者対応設備設計 ケ	見学者向けの使用言語（案内表示や説明パネル含む）として日本語以外に想定されているものはございますでしょうか。	事業者提案とします。
370	45	3	4	(1)		建設工事の内容	工事監理については、建築物を含めて水道局側で実施されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
371	45	3	4	(1)		建設工事の内容	「既存浄水場においては、必要に応じて改造工事を実施すること」とありますが、想定される具体的な事象をご教示ください。なお、改造工事に関わる追加の設計と工事の費用負担は局である理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示した設計業務及び建設工事を遂行するにあたり必要となる改造工事（要求水準書（案）に示す別途工事を除く）について、個別の事案を勘案して、双方協議により判断しますが、原則として事業者負担となります。
372	45	3	4	(2)	①	工事全般 カ	工事の施工で貴局用地の使用が認められた場合、無償で貸与いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	45	3	4	(2)	①	工事全般 ケ	本事業で残土が発生した場合は、自由処分もしくは指定処分でしょうか。	現時点では、処分場は事業者の責任において選定してください。
374	45	3	4	(2)	①	工事全般 シ	「電気主任技術者は、事業者が試運転等の必要な時期に選任し、対象設備の完成引渡しまで業務に従事すること。」と記載がございますが、電気主任技術者の外部委託承認制度の使用は可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	45	3	4	(2)	①	工事全般 チ	工事期間中の既設浄水場敷地内において、工事車両の搬入出制限（車両数、時間、大きさ等）はありますでしょうか。	既存浄水場の運転・維持管理の支障とならないことが原則ですが、詳細は協議事項とします。
376	46	3	4	(2)	②	ア 試運転業務	試運転期間については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	46	3	4	(2)	②	ア 試運転業務	総合試運転時は排水先として河頭 1 号配水池を利用することとありますが、その後の配水池清掃は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	配水池清掃は本事業に含みます。試運転時排水に伴う異物除去等の作業は事業者の責任で実施してください。
378	46	3	4	(2)	②	イ 運転指導業務	「…局職員への運転指導等を行うこと。」と記載がございますが、対象となる貴局職員は何名程度を想定しておりますでしょうか。	河頭浄水場(20名)と水質係(10名)の職員30名程度を想定しています。
379	46	3	4	(2)	②	イ 運転指導業務	保守点検や運転管理マニュアルの作成に参考とするため、現状のマニュアルの開示をお願いします。	開示の予定はありません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
380	46	3	4	(2)	④	完成図書及び各種申請図書の提出イ	「仕様、部数、様式、提出時期等は、局の指示に従うこと。」と記載がございますが、現時点で想定している仕様、部数等についてご教示願います。	完成図書類については、現在電子納品への移行期間中であるため、「水道局機械電気一般仕様書」等の最新版に準拠することとします。
381	47	3	4	(2)	⑤	工事期間中の対応	試運転ではろ材の初期洗浄等で浄水を使用しますが、試運転で必要な浄水についても無償で提供していただける（浄水を新設浄水場に引き込むための仮設配管等の設置は事業者負担）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	50	4	1	(8)	②	既存浄水場の点検頻度	表4-2に示された(1)日常保守点検業務のうち施設及び設備等の日常・定期巡視の「毎日」とは365日/年との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	50	4	1	(8)	②	既存浄水場の点検頻度	表4-2に示された(1)日常保守点検業務のうち施設及び設備等の日常・定期巡視の頻度が「毎日」とありますが、夜間を除く日中のみ（例えば、8時～17時）との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	51	4	1	(9)		報告書類の提出	報告書類の提出について、データによる提出や共有（メール送付等）は認められますでしょうか。	契約後の協議事項とします。
385	51	4	1	(10)		施設・備品等の貸与	「以下に示す施設・備品については、～」と記載がありますが、どの記載を指すのでしょうか。	ご指摘を踏まえて要求水準書（案）を修正します。 貸与品（施設・備品）については、事業者が作成する業務計画書の業務遂行方法に記載のうえ局の承諾を受けることとします。なお、作業員事務所、工事完成図書及び工具等を想定しています。
386	51	4	1	(14)		産業廃棄物処理	要求水準記載の産業廃棄物処理の範囲として、保守点検業務に関して発生する廃棄物を対象とされており、建築付帯設備などから発生する消耗品類などの廃棄は貴局側で実施され则认为て宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、建築付帯のうち、事業者の使用範囲の事務室等の消耗品類の処分については事業者負担とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
387	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	記載されている業務内容について、運転管理を除く業務となっておりますが、要求水準書の50ページ記載の「表4-2 既存浄水場の点検頻度等」において毎日実施する「(1)日常保守点検業務」は、運転管理業務の一環とも考えられます。保守点検業務との業務区分について、具体的にお示し頂けますでしょうか。	要求水準書（案）P52 第4章2. (1) ②業務内容を参照ください。
388	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	記載されている業務内容について、運転管理を除く業務となっておりますが、要求水準書の50ページ記載の「表4-2 既存浄水場の点検頻度等」において毎日実施する「(1)日常保守点検業務」は、運転管理業務の一環とも考えられます。日常保守点検業務について、常に貴局に同行せず、単独で日常保守点検を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
389	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	法令点検について、本事業外で再委託されるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に対象範囲として示す業務以外の法令点検については水道局で実施します。
390	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	メーカー点検について、本事業外で再委託されるという理解で宜しいでしょうか。再委託される場合は、再委託範囲をご教示願います。	要求水準書（案）に対象範囲として示す業務以外のメーカー点検については原則、水道局で実施します。 メーカー点検範囲については、事業者提案の内容に伴い必要となる点検は原則、事業者負担となります。
391	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	日常保守点検、運転管理業務等については、基本的に常駐者を複数名従事させることを想定しておりますが、365日を保守点検に従事することを想定されておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
392	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	今回の建設事業範囲には建築物も含まれると想定しておりますが、建築附帯設備における消耗品交換なども簡易な故障修理に含まれる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	簡易な故障修理とは具体的にどのような作業を想定されておりますでしょうか。	グランドパッキン、圧力計等の交換などの作業を想定しています。
394	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	補修塗装については、タッチアップ程度との認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	「g 局が行う維持管理作業の補助」との記載がございますが、具体的にどのような業務を想定しているかをご教示願います。	沈でん池清掃等の補助を想定しています。
396	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	「局が行う維持管理作業の補助」とありますが、具体的にどのような作業を想定されておりますでしょうか。	N0. 395を参照
397	52	4	2	(1)	②	業務内容等 ア	その他必要な業務とはどのような業務を想定されておりますでしょうか。	現時点での想定はありませんが、提案内容により発生する可能性があります。
398	52	4	2	(1)	②	業務内容等 エ	エ 従事者は、以下の要件を全て満たした者とする、a～cの要件が示されていますが、日常保守点検業務の従事者が複数人の場合、その内の1人がa～cの全要件を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	必ず1人は全ての要件を満たした従事者を常駐させてください。
399	53	4	2	(5)	②	業務内容等 エ	【エ 局の指示による簡易なエンジニアリング及び水道標準PFへのデータ登録等は業務に含めること】と記載されていますので、登録すべきデータ項目とその頻度をご教示ください。	システムへの追加信号を、定期点検等の際にデータ登録する想定です。
400	53	4	2	(5)	②	業務内容等 エ	「エ 局の指示による簡易なエンジニアリング及び水道標準PFへのデータ登録等は業務に含めること。」とありますが登録すべきデータ項目及びその頻度をご提示いただけないでしょうか。	N0. 399を参照

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
401	53	4	2	(5)	②	業務内容等 エ	「エ 局の指示による簡易なエンジニアリング及び水道標準PFへのデータ登録等は業務に含めること。」とありますが登録すべきデータ項目及びその頻度をご提示いただけないでしょうか。	N0. 399を参照
402	53	4	2	(5)	②	業務内容等 エ	局の指示による簡易なエンジニアリング及び水道標準PFへのデータ登録等は業務に含めることとありますが、登録頻度や項目はどの程度と考えたらよいのでしょうか。	N0. 399を参照
403	55	4	3	(3)		その他実施する上で必要な業務	「業務の性質上当然必要と判断される業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。	現時点での想定はありませんが、提案内容により発生する可能性があります。
404	別紙3					薬品注入点及びサンプリング点	沈でん処理水サンプルと未ろ水サンプルの違いは、中塩素及び後苛性ソーダの注入前後の水との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	別紙3					薬品注入点及びサンプリング点	新設機械電気棟（水質分析計室）及び既存管理本館に送る着水1、2のサンプルは、いずれも前前塩素注入前のサンプルとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	別紙4					既存施設との接続位置	下記の取合いにおいて詳細不明なため、配管図の資料を提供ください。 ・送泥管→レベル不明 ・サンプリング管→レベル・位置不明 ・ケーブル管→レベル・位置不明 ・送水管（河頭配水池向け）→レベル不明 ・雨水排水河川放流箇所→取合点はなしでしょうか。 ・導水管（石井手・小野取水場より）→レベル・管種・口径不明 ・送水管（石井手排水池向け）→レベル・管種・口径不明 ・汚水管（圧送管）→レベル・管種・口径不明	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDを参照ください。また必要に応じて募集要項等の公表後の資料閲覧・現場調査の際に調査ください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
407	別紙5					既存施設との接続位置	導水管取合点のレベル・管種が不明なため、配管図を提供ください。また、取合点付近には障害となる埋設物はないものと考えて宜しいでしょうか。	前段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「(H15)河頭浄水場取水ポンプ設備工事(甲4)」等を参照ください。 後段については、既存浄水場の管理本館付近の埋設物については局発注工事にてR8撤去予定です。石井手取水場及び小野取水場からの導水管については、更新用地廻りに配水管等が布設されています。
408	別紙5					既存取水ポンプの更新ステップ	STEP3（ポンプ更新）において、ポンプ周りの配管や水位が不明なため、配管図を提供ください。ポンプ以外の配管更新範囲はどのように考えれば宜しいでしょうか。	前段については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料を参照ください。 後段については、保守弁の二次側までとしてください。
409	別紙5					既存取水ポンプの更新ステップ	甲1～甲4のポンプを更新すると思いますが、大容量機と小容量機の設置場所の指定はありますでしょうか。	乙系統の耐震化工事期間中に、新旧甲系統の両施設あわせて110,000m ³ /日进行处理できる配置として下さい。
410	別紙6					管理用道路	対象敷地の甲突川側の道路について、時間制限や日時指定等により一時的な使用は可能でしょうか。	必要に応じて、関係機関と協議ください。
411	別紙7					システム構成図（案）	本システム構成図（案）は1例であり、システム構成は事業者提案範囲という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満たす範囲で事業者提案とします。
412	別紙7					システム構成図（案）	PLCと汎用PLC間の伝送がFL-netとなる場合、相互間のルータは不要との理解で宜しいでしょうか。なお、光ケーブルを採用する場合は、光信号を変換するメディアコンバータが必要になると考えます。	システム構成については、要求水準を満たす範囲で事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

N0	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答案
413	その他					その他	既設及び新用地の配置図CADデータの提供をお願いします。	既存浄水場のCADデータについては、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「007300河頭浄水場（河頭排水処理場含むその1）」及び「007300河頭浄水場（河頭排水処理場含むその2）」を参照ください。 新用地のCADデータについては、後日提供します。
414	その他					その他	新用地の電柱は局にて移設されるという理解で宜しいでしょうか。	移設は電気事業者等（九州電力、NTT西日本等）が実施します。事業者は必要に応じて電気事業者等と協議・調整を行ってください。
415	その他					その他	既設甲系にある発電機棟は局にて撤去されるという理解で宜しいでしょうか。	既存浄水場の「旧発電機棟」は水道局発注工事にて令和8年度中に撤去予定です。